

松伏町緑の基本計画



令和元年6月

目次

I	計画の概要	1
	1 計画策定の趣旨	1
	2 計画の位置づけ	2
	3 計画の目標年次	2
	4 計画の対象とする緑	2
	5 緑の機能	3
II	緑に関わる現況と課題	5
	1 本町の概況	5
	2 緑の現況	17
	3 町民意識とまちづくりの方向	24
	4 現況からみた計画課題	28
III	計画の基本方針	30
	1 基本理念	30
	2 緑の将来像	31
	3 取り組みの基本方針	32
	4 施策の体系	33
	5 計画の目標	34
IV	緑地の配置方針	35
	1 環境保全系統の緑地の配置方針	35
	2 レクリエーション系統の緑地の配置方針	37
	3 防災系統の緑地の配置方針	39
	4 景観系統の緑地の配置方針	42
V	水と緑のネットワークの形成	44
VI	緑地保全及び緑化推進のための施策	46
	1 緑をまもる施策	46
	2 緑をつくる施策	48
	3 緑をひろげる施策	49
VII	実現に向けて	50
	1 実現に向けて	50
	2 計画プログラム	51

I

計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画で、これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。(都市緑地法第4条)

- 緑に関する町の総合的な計画です。

都市公園の整備についてだけでなく、緑地や清流、生態系、郷土景観の保全、緑化活動、緑の普及・啓発や町民・企業・行政が連携した仕組みづくりなど、緑に関する総合的な計画として策定されます。

- 法町の特性に応じ、町の創意に基づいて策定する計画です。

法律に基づいて策定する計画ですが、松伏町の緑の特性に応じ、町民の意見を反映しながら、町の創意に基づいて策定する計画です。

- 町民・企業・行政などが協働して取り組むための指針(ガイドライン)です。

緑豊かなまちづくりを推進していくためには、多くの人の理解と協力が必要であり、本計画は、町民・企業・行政などが協働して取り組むための指針(ガイドライン)としての役割をもっています。

(2) 計画の内容

緑の基本計画 概ね次の内容を定めるものとされています。

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び
(※) 緑化の推進に関する事項
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び
当該地区における緑化の推進に関する事項

(※) 平成30年(2018年)4月1日に都市公園の管理方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が追加されました。

緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされています。(都市公園法第3条第2項)

2 計画の位置づけ

本計画は、法律に基づく計画であり、松伏町緑の基本計画（平成11年3月）の後継として改定するものです。

基本的な枠組みについては、埼玉県の「第2次埼玉県広域緑地計画」（平成29年度～33年度）や町の上位計画にあたる「第5次松伏町総合振興計画 基本構想改定・後期基本計画」（平成31年3月）や「都市計画マスタープラン」（令和元年6月改定）などの関連計画と整合を図りながら、緑の保全・創造・育成に関する総合的かつ計画的な施策として位置づけています。

また、相互の施策の連携により計画の実効性を高めていきます。

なお、社会情勢が大きく変化した場合や本町の都市構造や緑のあり方に大きな影響を及ぼす構想や計画が改定された場合などは、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の目標年次

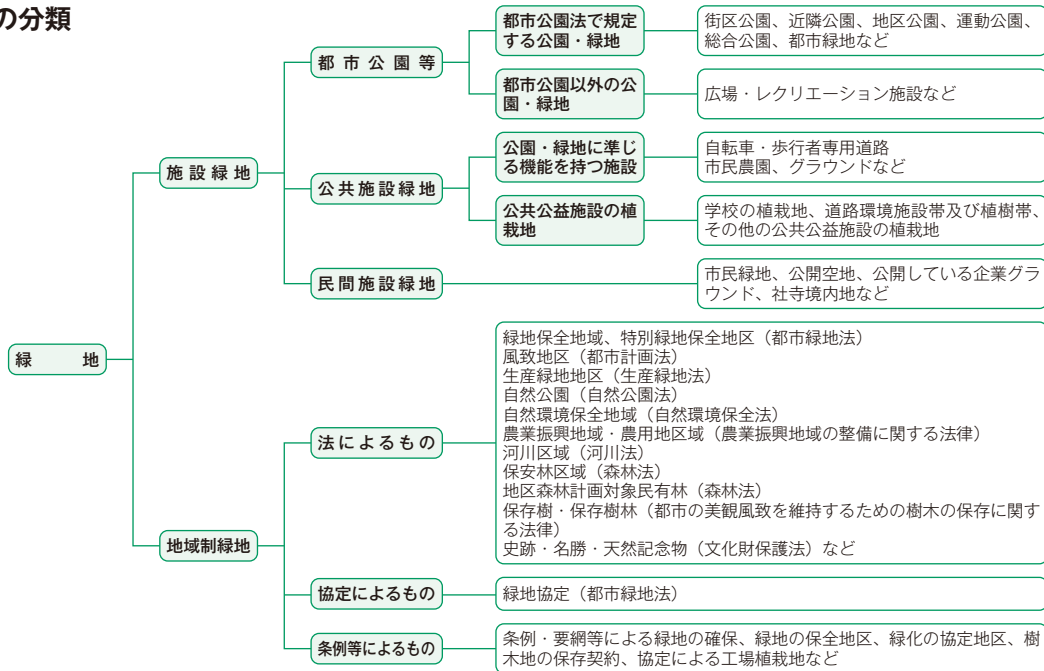
本計画は、「松伏町都市計画マスタープラン」の目標年次との整合を図り、令和20年（2038年）を計画の目標年次とします。

4 計画の対象とする緑

緑の基本計画は、都市公園の整備・維持管理をはじめ、公共施設や民有地における緑地の保全や緑化、さらに、これら取り組みのソフト面の事項も含めた、都市の緑に関する総合的な計画です。

このため、本計画の対象とする緑には、以下のような「緑地」としての形態をもった緑とともに都市緑化に関わる住宅・工場等の樹木や生垣、草花などにいたる幅広い緑を含めるものとします。

緑地の分類



5 緑の機能

緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の諸機能を有していると考えられており、以下のように、地形に応じて様々な機能が期待されます。

(1) 環境保全の機能

環境の保全では、自然環境の基盤となる豊かな植生が形成され、多くの野生動植物が生息・生育することにより、生物の多様性の向上が見込まれます。

- 野生生物の生息拠点の保全（山地など）
- 里山生態系の保全（丘陵地、台地など）
- 野生生物の移動経路や隠れ家となる樹林地の保全（低地、市街地など）
- 湿原や池沼、湧水地等の水辺の保全（低地など）

(2) レクリエーションの機能

レクリエーションの提供では、ふれあいの場、身近な自然とのふれあい、地域の人々の交流の場などが見込まれます。

- 里地里山の管理作業や里山体験の促進（丘陵地、台地など）
- 市民団体等と連携・協働した緑の管理（低地、市街地など）
- 植林体験などの自然体験の促進（山地など）

(3) 防災の機能

防災の機能では、自然災害による被害の防止や緩和、火災の延焼防止や遅延、避難地・避難路の確保、雨水浸透による洪水調整機能、地下水かん養、水の循環の促進などが見込まれます。

また、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減などの微気象の調節も含まれます。

- 水源かん養機能の維持、土砂災害の軽減・防止（山地など）
- 大気汚染などの影響、ヒートアイランド現象の緩和（市街地、台地など）
- 地震火災の発生時の延焼遮断、避難地・経路の確保（市街地など）

(4) 景観形成の機能

景観の形成では、潤いのある街並み、良好な風景など心理的潤いをもたらすことが見込まれます。

近年では、演出された緑が地域らしさを育み、人々を呼び寄せる効果をもたらすものとして期待されます。

- 広域的自然景観の軸となる山並みの保全（山地など）
- 地域に即した景観・歴史的風土を持つ里地里山景観の維持（丘陵地、台地など）
- 周辺地からの良好な眺望の確保（丘陵地、台地、低地、市街地など）

埼玉県は、西部の山地、中央部の丘陵地、台地、東部の低地という多彩な地形によって構成されていますが、松伏町は、低地と市街地からなります。（第2次埼玉県広域緑地計画）

地形別の緑のあり方

地域区分	現況の主な土地利用等	緑のあり方
低地	○広大な農地からなる田園的土地利用 ○屋敷林や社寺林が点在	広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。
市街地	○市街化区域として連坦する市街地を形成 ○屋敷林や公園が点在	残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。

（資料）第2次埼玉県広域緑地計画

II

緑に関わる現況と課題

1 本町の概況

(1) 位置・地勢

本町は、埼玉県ของ東南部、北葛飾郡のやや南に位置し、都心から30km内の首都圏近郊整備地帯に属しており、東は江戸川を隔てて千葉県野田市、南は吉川市、西は古利根川を境に越谷市、また、北は春日部市に接しています。

町域は、東西約4km、南北7.5kmと南北に長く、行政区域面積は16.20km²です。

地形は、一部北部の台地を除いて標高4mから6mの氾濫平野自然堤防で形成された、ほぼ平坦地です。

面積	海拔高度	経緯度		最長距離	
		東経	北緯	東西	南北
16.20 km ²	4.2m ～ 14.0m	139度48分55秒	35度55分33秒	4km	7.5km

(2) 交通

道路は、南北方向に(県)春日部松伏線と(県)葛飾吉川松伏線が、東西方向に(県)越谷野田線が通っています。

また、南北方向の道路として、(都)松伏越谷線が整備されています。

なお、南北方向に(都)東埼玉道路、東西方向に(都)浦和野田線(一部供用開始)が計画されています。

町に鉄道は通っていませんが、町内から、東武伊勢崎線(東武スカイツリーライン)北越谷駅、せんげん台駅、JR武蔵野線吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅、東武野田線(東武アーバンパークライン)愛宕駅、野田市駅の各駅に民間の路線バス網が整備されています。

(3) 沿革

本町は、江戸川、大落古利根川、中川沿いに形成された集落から発展した町であり、このことは、町内から発掘された文化財等から推測できます。

明治22年(1889年)4月1日、町村制施行により、松伏、大川戸、田島、上赤岩、下赤岩の5ヵ村が合併し松伏領村、金杉、魚沼、築比地の3ヵ村が合併して金杉村となりました。

昭和30年(1955年)4月20日、町村合併促進法により、松伏領村及び金杉村の2ヵ村合体合併により、新たに松伏領村が誕生しました。ついで、昭和31年(1956年)4月15日、松伏領村を松伏村と村名変更し、さらに昭和44年(1969年)4月1日に町制を施行して松伏町となり、現在に至っています。

(4) 人口・世帯の動向

本町の人口は、昭和40年代の高度経済成長期から、周辺都市や都心への通勤者に一戸建て住宅を提供するベッドタウンとして増え始め、昭和62年（1987年）の外前野特定土地区画整理事業により一層増加しました。

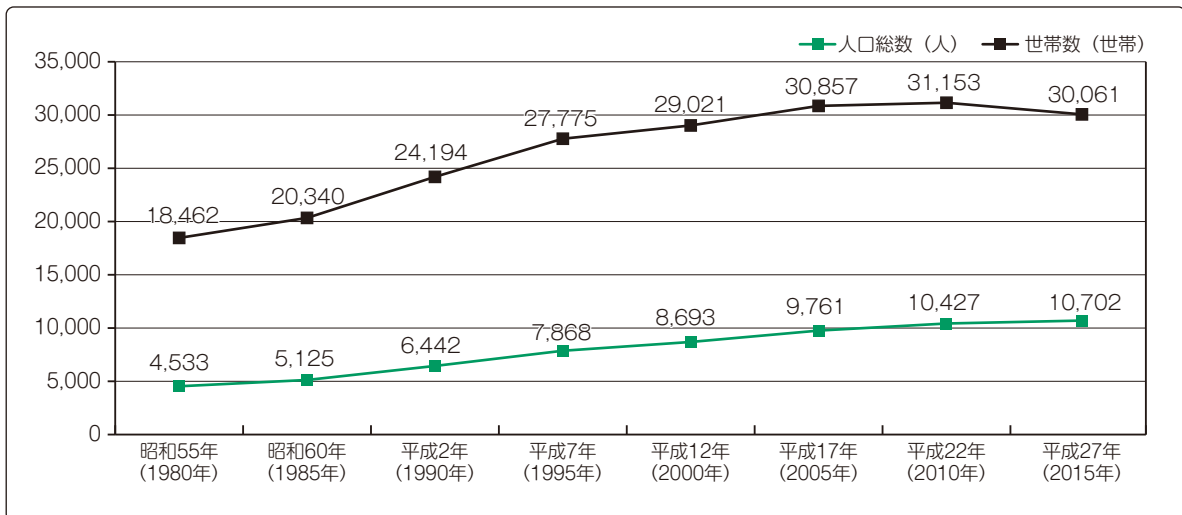
平成3年（1991年）のバブル経済崩壊以降は、総合的な地価の下落により、住宅需要の都心回帰が進む中で、本町の人口はゆるやかに増加してきましたが、平成22年（2010年）をピークに減少に転じました。

国勢調査による年齢別人口構成を見ると、生産年齢人口及び年少人口の比率は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向にあることから、少子高齢化がますます進んでいることがうかがえます。

また、世帯平均人数は減少傾向にあり、世帯の小規模化も進んでいます。

人口と世帯の推移

(単位：人・世帯)



(資料) 国勢調査

人口構成と世帯数の推移

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
人口総数 (人)	18,462	20,340	24,194	27,775	29,021	30,857	31,153	30,061
65歳以上人口 (人)	1,220	1,512	1,972	2,575	3,381	4,631	6,193	7,716
(老年人口) 構成比	6.6%	7.4%	8.2%	9.3%	11.7%	15.0%	19.9%	25.7%
15~64歳 人口	11,987	13,732	17,110	19,909	20,747	21,161	20,309	18,400
(生産年齢人口) 構成比	64.9%	67.5%	70.7%	71.7%	71.5%	68.6%	65.2%	61.2%
0~14歳 人口 (人)	5,251	5,094	5,084	5,246	4,889	5,059	4,635	3,883
(年少人口) 構成比	28.4%	25.0%	21.0%	18.9%	16.8%	16.4%	14.9%	12.9%
不詳 人口 (人)	4	2	28	45	4	6	16	62
世帯数 (世帯)	4,533	5,125	6,442	7,868	8,693	9,761	10,427	10,702
世帯平均人員 (人)	4.1	4.0	3.8	3.5	3.3	3.2	3.0	2.8

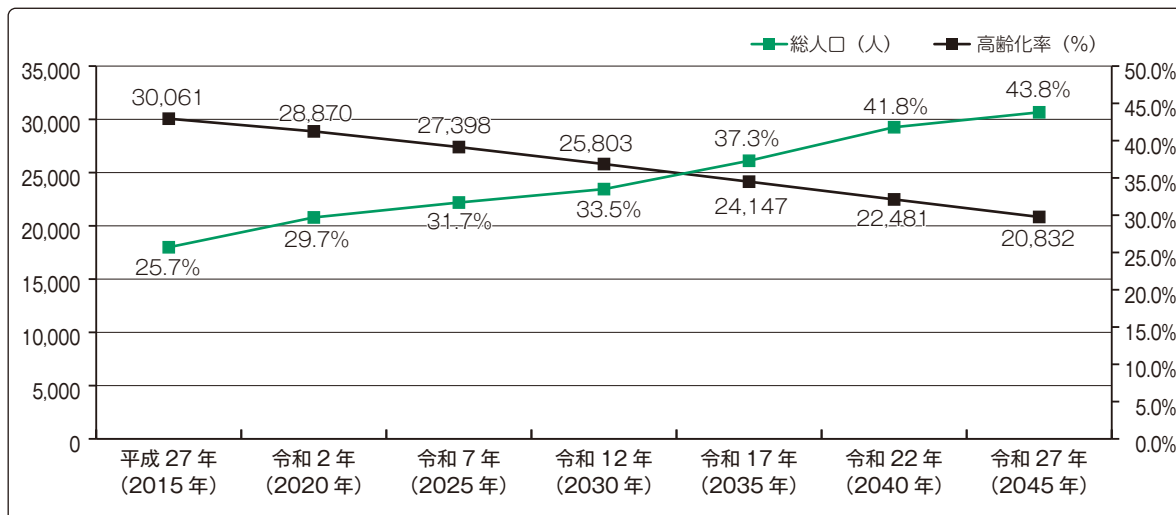
(資料) 国勢調査

(5) 将来人口推計

最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計))によると、令和27年(2045年)に、本町の総人口は20,832人まで減少し、65歳以上の老年人口の構成比(高齢化率)は、43.8%となります。

将来人口推計

(単位：人・%)



(資料) 平成27年(2015年)は、国勢調査による実績、令和2年(2020年)以降、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

将来人口推計

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
人口総数(人)	30,061	28,870	27,398	25,803	24,147	22,481	20,832
65歳以上人口(人)	7,740	8,568	8,689	8,643	9,005	9,408	9,133
(老年人口)構成比	25.7%	29.7%	31.7%	33.5%	37.3%	41.8%	43.8%
15~64歳 人口	18,438	17,077	16,015	14,759	12,973	11,054	9,833
(生産年齢人口)構成比	61.3%	59.2%	58.5%	57.2%	53.7%	49.2%	47.2%
0~14歳 人口(人)	3,883	3,225	2,694	2,401	2,169	2,019	1,866
(年少人口)構成比	12.9%	11.2%	9.8%	9.3%	9.0%	9.0%	9.0%

(資料) 平成27年(2015年)は、国勢調査による実績、令和2年(2020年)以降、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

国勢調査の年齢不詳は、按分してある。

構成比は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

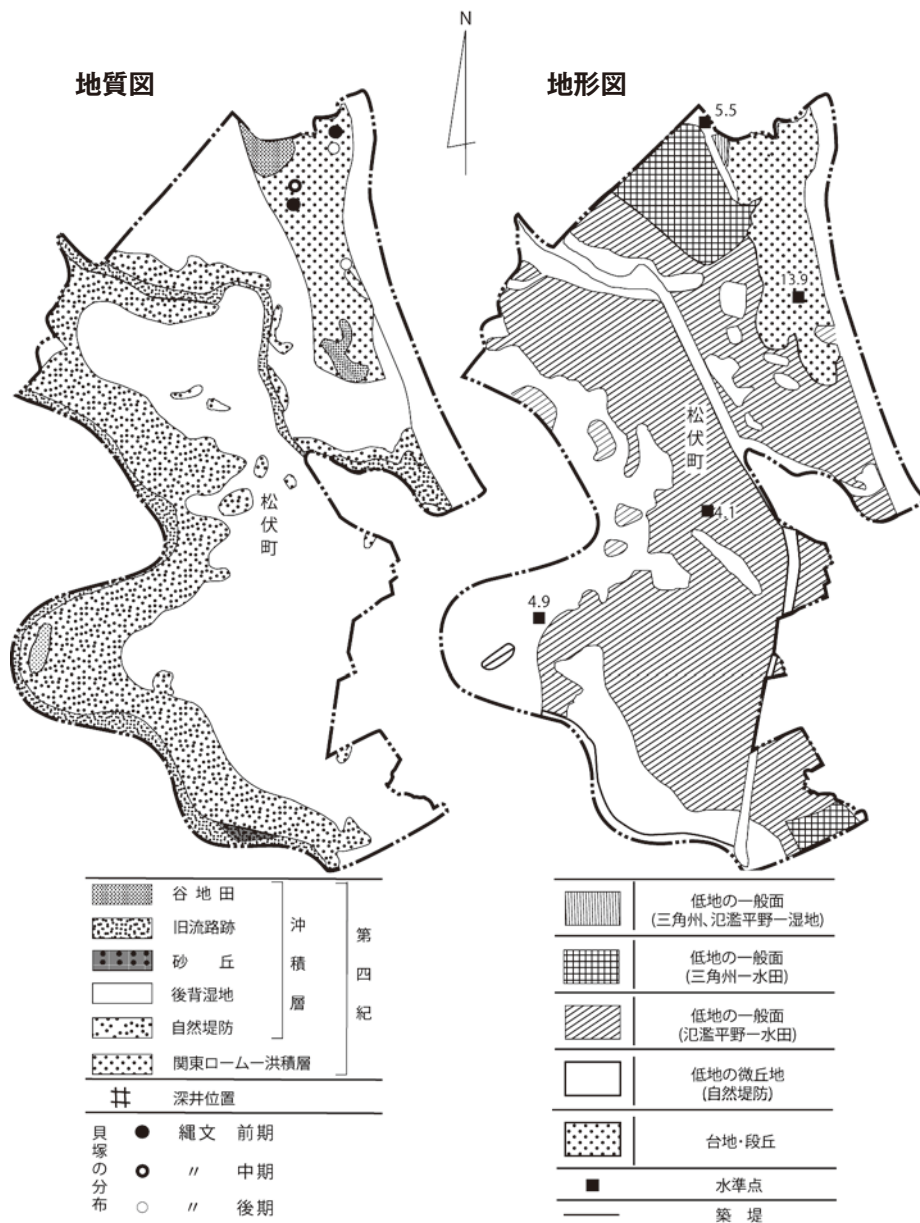
(6) 自然条件

地形的には、河川にはさまれた平坦な沖積低地が大部分を占めるほか、町域北部には、台地が含まれています。

気象は、太平洋型の比較的温暖な条件下にありますが、大半が河川沿いの低湿な立地のため、本来、森林の成立は限られていて、自然性の高い動植物は、水辺を中心に生息・分布がみられます。

また、農業の歴史が古いことから、人のくらしとの関わりの中で成立した農地の広がりとその中に散在する屋敷林、社寺林、台地斜面に残る斜面林などが、町を特徴付ける視覚的な緑として分布しています。

一方、立地の上で河川氾濫の影響を受けやすい条件になり、外河原地区など過去に浸水の経験をもつ既成市街地も存在しています。



※水準点は、国土地理院基準点・測地観測データによる。

(資料) 統計まつぶし (平成30年版)

(7) 土地利用

① 市街化区域及び市街化調整区域

本町は、全域の1,620haが都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域が261ha (16.1%)、市街化調整区域が1,359ha (83.9%) となっています。

② 用途地域

本町では、9種類の用途地域が指定されており、住居系用途地域が246.4ha (94.4%)、商業系用途地域が3.2ha (1.2%)、工業系用途地域が11.5ha (4.4%) となっています。

都市計画別面積

(平成30年(2018年)3月31日現在)

区 分		面 積 (ha)	構 成 比 (%)
都市計画区域		1,620.0	100.0
	市街化区域	261.0	16.1
	市街化調整区域	1,359.0	83.9
都市計画用途地域		261.1	100.0
住 居 系	第一種低層住居専用地域	124.6	47.7
	第二種低層住居専用地域	4.1	1.6
	第一種中高層住居専用地域	12.7	4.9
	第二種中高層住居専用地域	11.8	4.5
	第一種住居地域	71.2	27.3
	第二種住居地域	22.0	8.4
	住居系用途地域合計	246.4	94.4
商 業 系	近隣商業地域	3.2	1.2
工 業 系	工業地域	3.8	1.5
	工業専用地域	7.7	2.9
	工業系用途地域合計	11.5	4.1

(資料) 新市街地整備課

(参考)

- 第一種低層住居専用地域…低層住宅のための地域
小規模な店舗や事務所をかねた住宅、小中学校などが建てられる。
- 第二種低層住居専用地域…主に低層住宅のための地域
小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられる。
- 第一種中高層住居専用地域…中高層住宅のための地域。
病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建てられる。
- 第二種中高層住居専用地域…主に中高層住宅のための地域
病院、大学等の外、1,500㎡までの一定の店舗や事務所など必要な利便施設が建てられる。
- 第一種住居地域…住居の環境を守るための地域
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられる。
- 第二種住居地域…主に住居の環境を守るための地域
店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが建てられる。
- 近隣商業地域…まわりの住民が日用品の買物などをするための地域
住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。
- 工業地域…どんな工場でも建てられる地域
住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
- 工業専用地域…工場のための地域
どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

③ 地区計画

地区計画は、それぞれの地区ごとにふさわしい良好なまちづくりを行うため、地区住民の考えを取り入れて、まちづくりの方針や建築物の用途や形態の制限をきめ細かく定めたもので、本町では以下の5地区で定めています。

- | | |
|--|--|
| 1) 外前野地区 (93.0ha)
当初決定 昭和60年11月15日
最終変更 平成17年12月 2日 | 2) 内前野地区 (14.2ha)
当初決定 平成 3年 9月10日
最終変更 平成 7年10月13日 |
| 3) 吉川・松伏工業団地地区 (7.7ha)
当初決定 平成10年12月25日
最終変更 平成30年 3月31日 | 4) 大川戸砂田地区 (5.4ha)
当初決定 平成29年 7月12日
最終変更 平成30年 3月31日 |
| 5) 松伏・田島地区 (18.3ha)
当初決定 平成30年12月21日 | |

④ 都市計画基礎調査

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき都市計画区域について、概ね5年ごとに、人口規模、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しを把握し、県内の都市化の動向等を明らかにし、都市計画に関する基礎資料を得ることを目的に、都道府県により行われます。

以下、埼玉県平成27年度都市計画基礎調査(平成30年3月公表)の結果における本町の土地利用状況を示します。

なお、土地利用現況の調査は、縮尺1/10,000の白図を利用し、現地調査、航空写真等の資料により作成した土地利用現況図に従い、都市的土地利用、自然的土地利用の面積を分類別に算出しています。(平成7年(1995年)、平成12年(2000年)、平成17年(2005年)、平成22年(2010年)、平成27年(2015年)を対象)

1) 全般

平成27年(2015年)において、市街化区域は261ha(16.1%)、市街化調整区域は1,359ha(83.9%)となっています。

土地利用現況

(単位: ha)

都市地域(都市計画区域)			
面積	都市計画区域	線引き都市計画区域	
		市街化区域	市街化調整区域
1,620	1,620	261.00(16.1%)	1,359.00(83.9%)

2) 都市的土地利用と自然的土地利用

平成27年(2015年)において、市街化区域では、都市的土地利用が95.5%で行われ、自然的土地利用は4.5%となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が66.1%で行われており、町全体としては、都市的土地利用が43.8%、自然的土地利用が56.2%となっています。

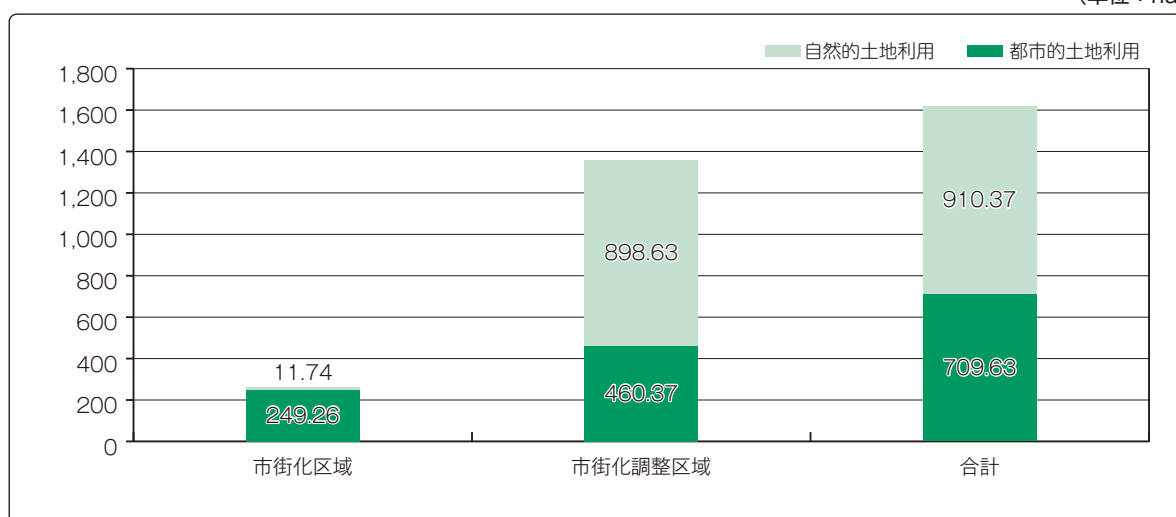
土地利用状況

(単位：ha)

	市街化区域	市街化調整区域	合計
都市的土地利用	249.26 (95.5%)	460.37 (33.9%)	709.63 (43.8%)
自然的土地利用	11.74 (4.5%)	898.63 (66.1%)	910.37 (56.2%)
合計	261.00 (100.0%)	1,359.00 (100.0%)	1,620.00 (100.0%)

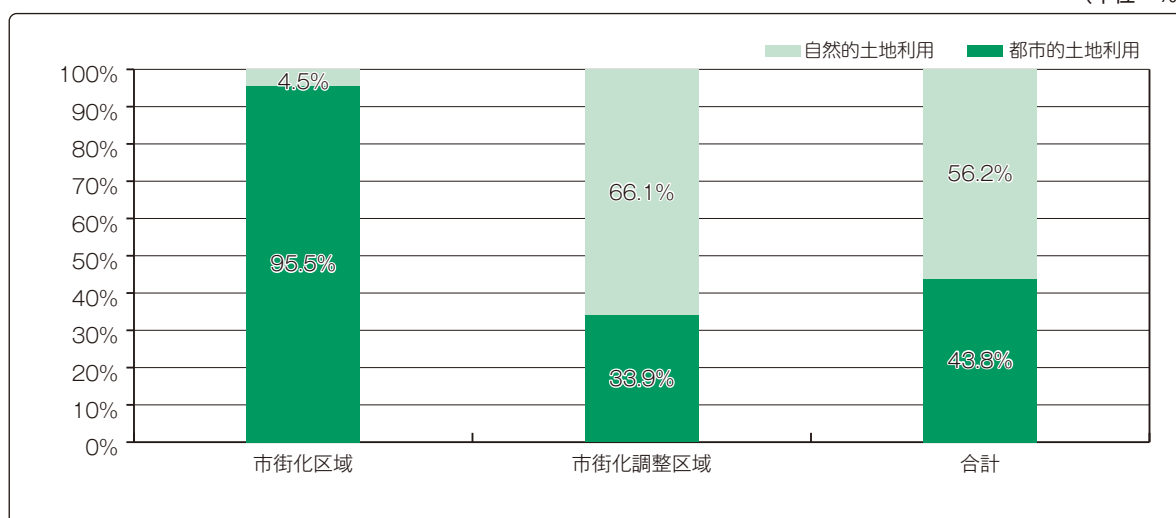
土地利用状況(面積 平成27年(2015年))

(単位：ha)



土地利用状況(割合・面積 平成27年(2015年))

(単位：%)



都市的土地利用の内訳

分類	摘要
住宅用地	専用住宅(戸建て一般住宅)、共同住宅(アパート、マンション、社宅、長屋、寮)、商業併用住宅、商業・業務併用住宅、農林漁業施設(農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場)
商業用地	商業施設(デパート、スーパー、物品販売店舗、飲食店、理容店、銀行、宅地建物取引業の店舗、ガソリンスタンド、予備校、自動車教習所、結婚式場、葬儀場)、商業・業務施設(事務所、事業系用途の複合施設、住宅展示場、商工会議所、農協)、宿泊施設(ホテル、旅館)、娯楽施設、遊戯施設
工業用地	工業施設(自動車修理工場、自動車販売店(修理部門を持つもの)、その他の工業施設)、運輸・倉庫施設、発電所・変電所
公益施設用地	公共公益施設(国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所)、老人ホーム、処理場、浄水場、火葬場
道路用地	道路、駅前広場、道の駅、P・A、S・A
公共空地	公園・緑地、広場、運動場、ゴルフ場(民間も含む)、墓園
その他の空地	改変工事中の土地、更地、残土・資材置場
交通施設用地	鉄道用地(駅舎を含む)、空港 (本町にはない)
その他の公的施設用地	防衛施設用地 (本町にはない)

自然的土地利用の内訳

分類	摘要
田	水田、耕作放棄地
畑	畑、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス、耕作放棄地、市民農園
山林	樹林地
水面	河川、水面、湖沼、ため池、用排水路
その他の自然地	原野・牧場、低湿地、河川敷、河原湖岸

土地利用の内訳(平成27年(2015年))

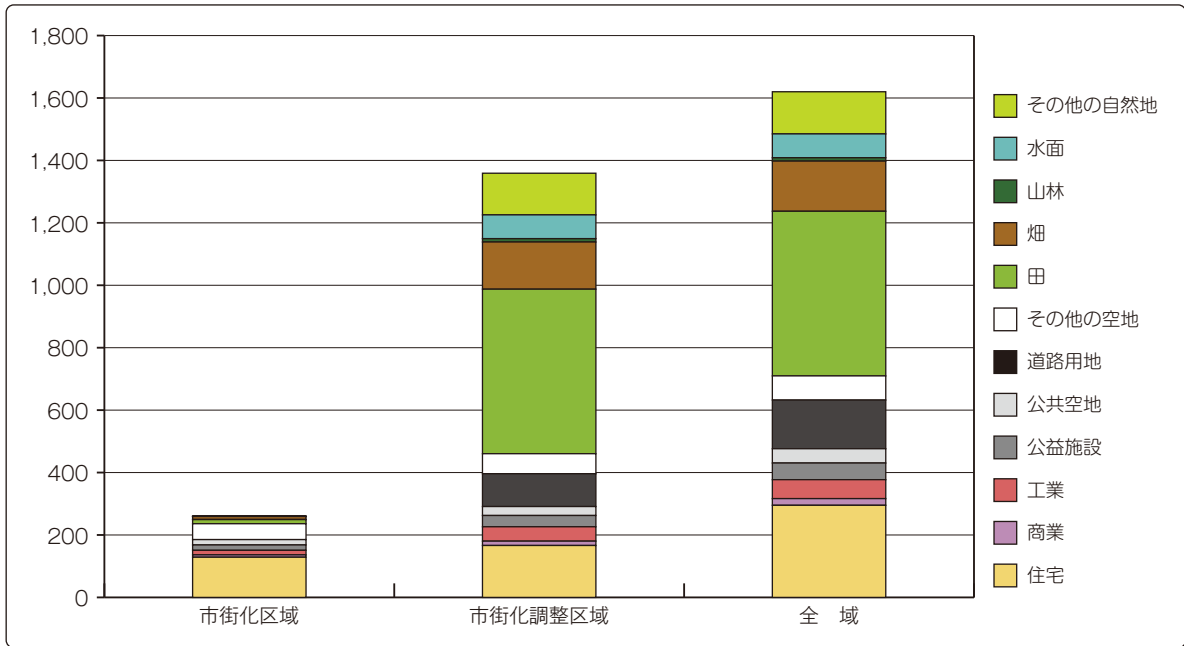
(単位: ha)

土地利用		市街化区域	割合	市街化調整区域	割合	全域	割合
宅地	住宅	128.77	49.3%	166.36	12.2%	295.13	18.2%
	商業	7.48	2.9%	13.91	1.0%	21.39	1.3%
	工業	14.65	5.6%	46.01	3.4%	60.66	3.7%
	宅地計	150.90	57.8%	226.28	16.7%	377.18	23.3%
公益施設		17.19	6.6%	36.16	2.7%	53.35	3.3%
公共空地		17.14	6.6%	28.65	2.1%	45.79	2.8%
道路		50.82	19.5%	105.11	7.7%	155.93	9.6%
その他空地		13.21	5.1%	64.17	4.7%	77.38	4.8%
都市的土地利用		249.26	95.5%	460.37	33.9%	709.63	43.8%
農地	田	0.37	0.1%	527.13	38.8%	527.50	32.6%
	畑	9.56	3.7%	151.09	11.1%	160.65	9.9%
	農地計	9.93	3.8%	678.22	49.9%	688.15	42.5%
山林		0.07	0.0%	10.82	0.8%	10.89	0.7%
水面		0.13	0.0%	76.16	5.6%	76.29	4.7%
その他の自然地		1.61	0.6%	133.43	9.8%	135.04	8.3%
自然的土地利用		11.74	4.5%	898.63	66.1%	910.37	56.2%
合計		261.00	100.0%	1,359.00	100.0%	1,620.00	100.0%

割合は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

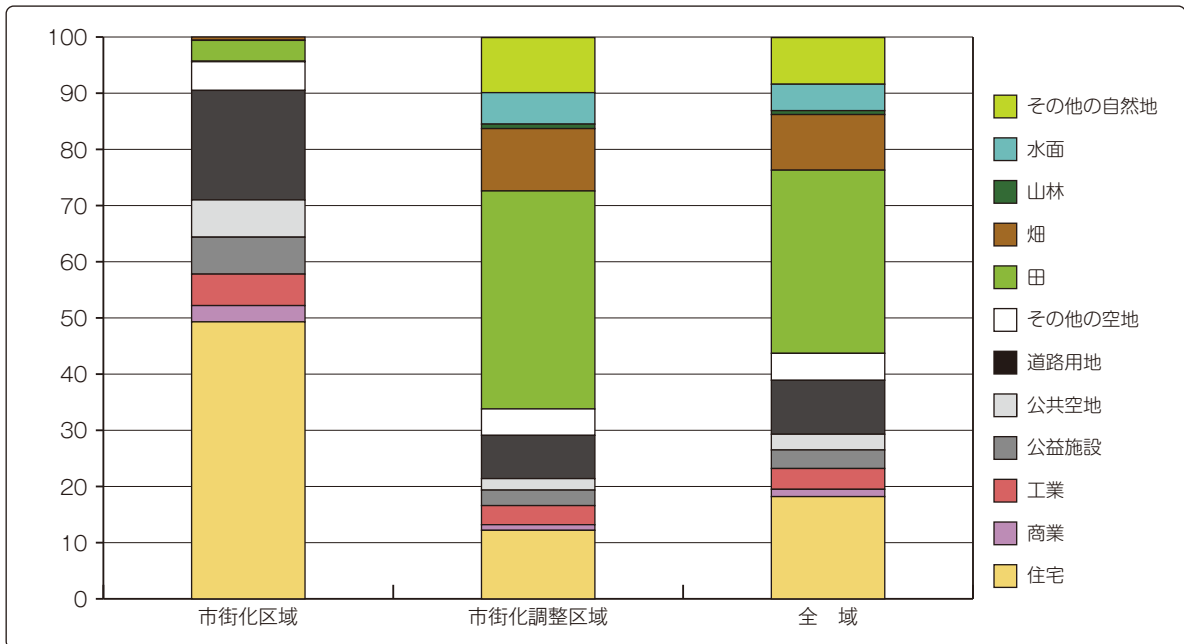
土地利用の内訳 (面積 平成27年 (2015年))

(単位：ha)



土地利用の内訳 (割合 平成27年 (2015年))

(単位：%)



年別土地利用の推移（全域）

（単位：ha）

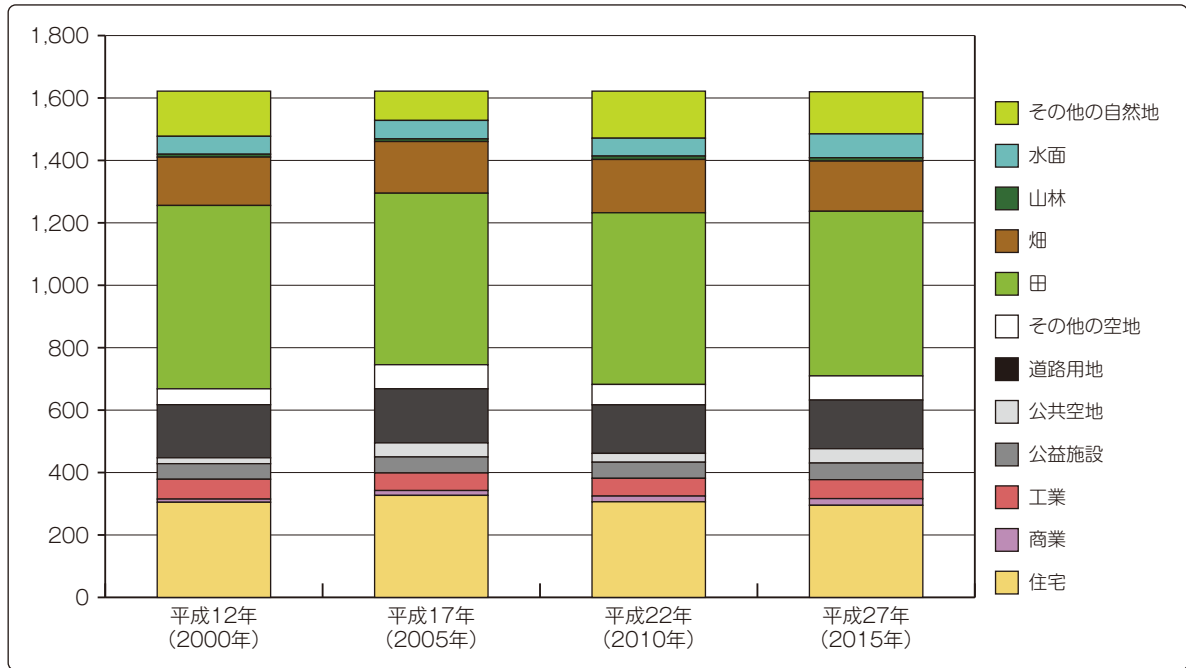
分類	小分類	平成 12 年（2000 年）		平成 17 年（2005 年）	
		合計	割合	合計	割合
宅 地	住 宅	304.82	18.8%	326.85	20.2%
	商 業	10.16	0.6%	15.56	1.0%
	工 業	63.60	3.9%	56.20	3.5%
	宅地計	378.58	23.3%	398.61	24.6%
公 益 施 設	—	49.84	3.1%	51.38	3.2%
公 共 空 地	—	18.79	1.2%	44.99	2.8%
道 路	—	170.26	10.5%	173.35	10.7%
そ の 他 空 地	—	50.73	3.1%	77.12	4.8%
都市的土地利用		668.20	41.2%	745.45	46.0%
農 地	田	587.52	36.2%	549.53	33.9%
	畑	154.80	9.5%	165.52	10.2%
	農地計	742.32	45.8%	715.05	44.1%
山 林	—	9.37	0.6%	8.55	0.5%
水 面	—	57.44	3.5%	59.11	3.6%
その他の自然地	—	144.67	8.9%	93.84	5.8%
自然的土地利用		953.80	58.8%	876.55	54.0%
合 計		1,622.00	100.0%	1,622.00	100.0%

分類	小分類	平成 22 年（2010 年）		平成 27 年（2015 年）	
		合計	割合	合計	割合
宅 地	住 宅	306.28	18.9%	295.13	18.2%
	商 業	18.33	1.1%	21.39	1.3%
	工 業	56.94	3.5%	60.66	3.7%
	宅地計	381.55	23.5%	377.18	23.3%
公 益 施 設	—	51.63	3.2%	53.35	3.3%
公 共 空 地	—	28.28	1.7%	45.79	2.8%
道 路	—	155.49	9.6%	155.93	9.6%
そ の 他 空 地	—	65.36	4.0%	77.38	4.8%
都市的土地利用		682.31	42.1%	709.63	43.8%
農 地	田	549.92	33.9%	527.50	32.6%
	畑	170.75	10.5%	160.65	9.9%
	農地計	720.67	44.4%	688.15	42.5%
山 林	—	11.06	0.7%	10.89	0.7%
水 面	—	57.19	3.5%	76.29	4.7%
その他の自然地	—	150.77	9.3%	135.04	8.3%
自然的土地利用		939.69	57.9%	910.37	56.2%
合 計		1,622.00	100.0%	1,620.00	100.0%

割合は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

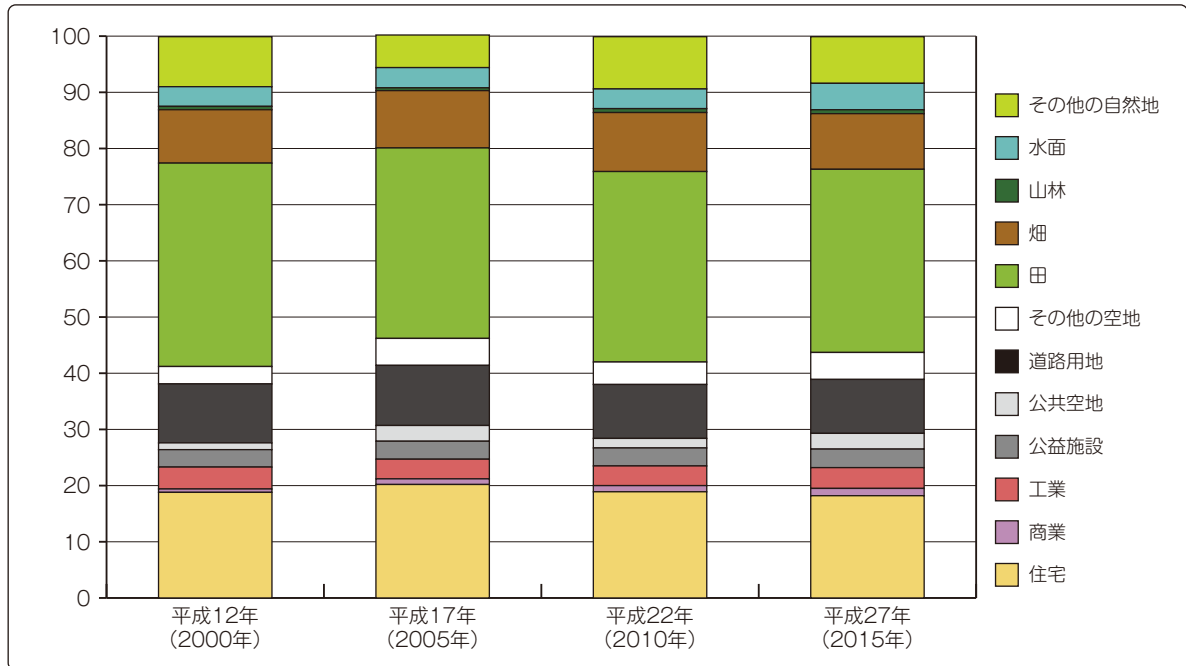
年別土地利用の推移 (面積)

(単位: ha)



年別土地利用の推移 (割合)

(単位: %)



3) 自然的土地利用の推移

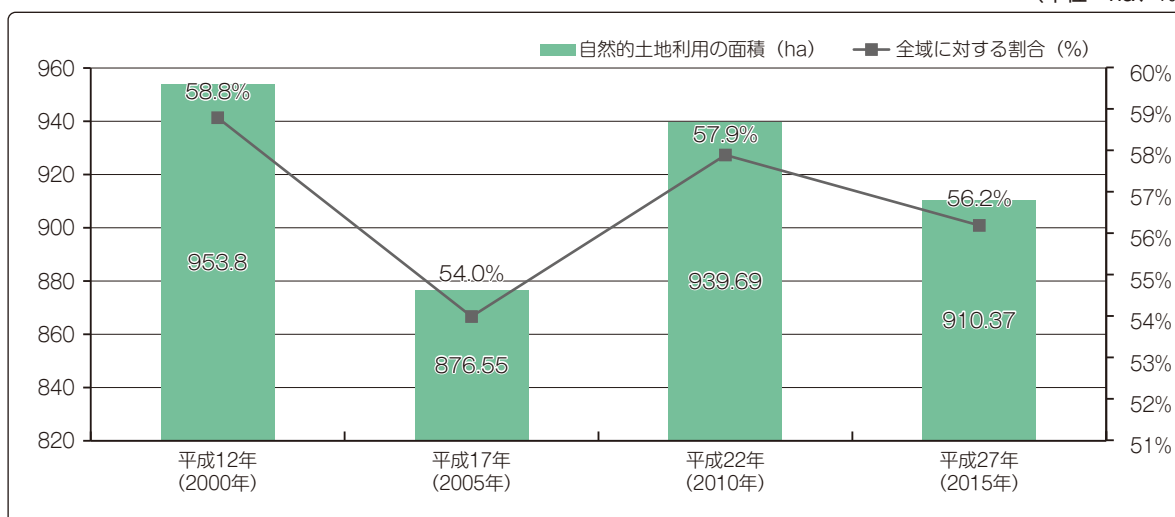
自然的土地利用は、平成22年(2010年)に増加したものの、平成27年(2015年)には減少に転じています。

自然的土地利用の推移(全域)

	自然的土地利用の面積 (ha)	全域の面積 (ha)	全域に対する割合
平成12年 (2000年)	953.80	1,622.00	58.8%
平成17年 (2005年)	876.55	1,622.00	54.0%
平成22年 (2010年)	939.69	1,622.00	57.9%
平成27年 (2015年)	910.37	1,620.00	56.2%

自然的土地利用の推移(全域)

(単位: ha、%)



2 緑の現況

(1) 緑被の状況

① 緑被率の算出のための基礎データ

平成27年度埼玉県都市計画基礎調査結果（GISデータ）に基づき算出します。
<https://opendata.pref.saitama.lg.jp/data/dataset/27-toshikeikakukisotyousagis>

② 緑被率の算出方法

土地利用の分類に応じて、緑被地の判定をします。

- 1) 田、畑、山林、その他自然地は緑被地とみなします（町域の51.5% 平成27年度埼玉県都市計画基礎調査）。
- 2) 水面は、自然的土地利用の水面と、公園（松伏総合公園、県営まつぶし緑の丘公園の池）の水面とし、公園の水面は都市公園と同様の方法で算出します。
- 3) 住宅用地、商業用地、工業用地、農林漁業用施設は、^(※1) 航空写真等により緑被地の面積を算出します。
- 4) ^(※2) 公共施設敷地、^(※3) 都市公園は、個別に、航空写真等により緑被地の面積を算出します。
- 5) 公共公益用地・公共空地のうち、公共施設敷地・都市公園を除いた、その他の土地については、航空写真等により緑被地の面積を算出します。
- 6) 道路用地、その他空地は、緑被地でないとみなします。

緑被地面積の算出方法

	分類	自然的土地利用の面積 (ha)	合計
自然的土地利用	田	水田、耕作放棄地	緑被地とする
	畑	畑、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス、耕作放棄地、市民農園	
	山林	樹林地	
	その他自然地	原野・牧場、低湿地、河川敷、河原湖岸	
	水面	河川、水面、湖沼、ため池、用排水路	水面とする
都市的土地利用	住宅用地	専用住宅、共同住宅、商業併用住宅、商業・業務併用住宅	航空写真等による
	商業用地	商業施設、商業・業務施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設	
	工業用地	工業施設、運輸・倉庫施設、発電所・変電所	
	農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場	
	公共公益用地	公共公益施設、老人ホーム、処理場、浄水場、火葬場	航空写真等による (公共施設敷地、都市公園、その他に分けて算出する。公園の池は水面とする)
	公共空地	公園・緑地、広場、運動場、ゴルフ場、墓園	
	道路用地	道路、駅前広場、道の駅、P・A、S・A	緑被地でないとする
その他の空地	改変工事中の土地、更地、残土・資材置場		

土地利用現況

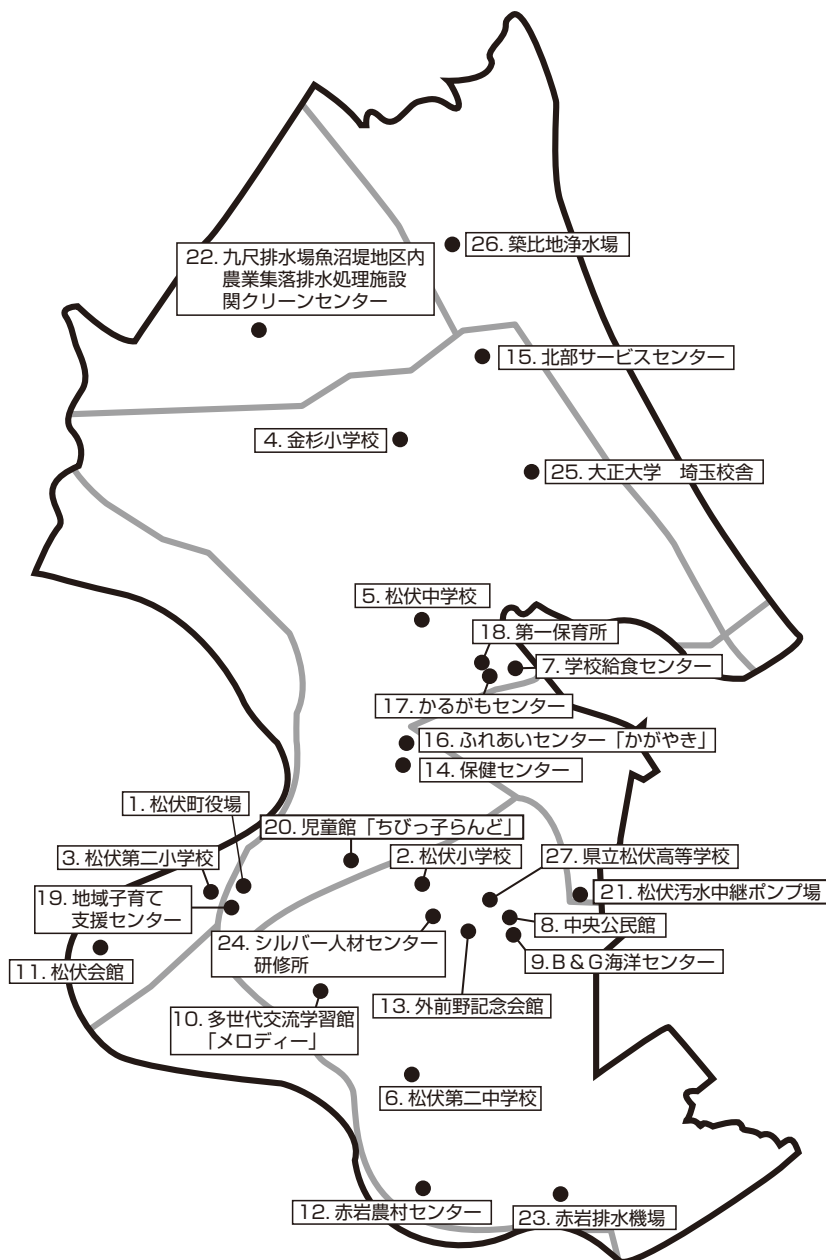


(資料) 平成27年度埼玉県都市計画基礎調査 (GISデータ)

(※1) Google社のGoogle Earth Proの平成30年(2018年)1月10日の航空写真を原則として利用します。冬期であるため、Google map、国土地理院、Yahoo地図などの航空写真で補完します。大規模公園(松伏記念公園、松伏総合公園、県営まつぶし緑の丘公園)は、植栽図を基に推計します。

(※2) 公共施設敷地は、公共施設等総合管理計画に掲載されている敷地面積500㎡以上の町有施設(教職員用住宅を除く)の敷地及び、埼玉県立松伏高校、大正大学埼玉校舎、越谷・松伏水道企業団築比地浄水場の3施設の敷地とします。

公共施設敷地として計上した公共施設等の位置



(※3) 都市公園は、緑道を除く以下の15公園とします。(緑道は、公共空地において把握)

田中第一公園、田中第二公園、田中第三公園、田中第四公園、田中第五公園、わかば公園、もみじ公園、くすのき公園、けやき公園、内前野公園、松伏記念公園、松伏総合公園、県営まつぶし緑の丘公園、田島東公園、かがり火公園

③ 緑被率の現状

調査の結果、以下のように（水面を含めた）緑被率は、市街化区域で概ね15%、市街化調整区域で70%強、全町域で概ね65%となります。

緑被地

(単位：ha)

緑被地の存在する土地の分類		市街化区域	市街化調整区域	合 計
農地	田	0.37	527.13	527.50
	畑	9.56	151.09	160.65
	農地計	9.93	678.22	688.15
山林		0.07	10.82	10.89
その他の自然地		1.61	133.43	135.04
自然的土地利用における緑被地		11.61	822.47	834.08
住宅用地、商業用地、工業用地、農林漁業施設		15.40	60.47	75.87
公共施設敷地		1.75	4.70	6.45
都市公園		6.49	18.71	25.20
公共公益用地・公共空地のうち、公共施設敷地・都市公園を除いた、その他の土地		0.96	4.27	5.23
都市的土地利用における緑被地		24.60	88.15	112.75
緑被地(合計)		36.21	910.62	946.83
水面	自然的土地利用の水面	0.13	76.16	76.29
	公園の池	2.17	2.60	4.77
水面も含めた緑被地		38.51	989.38	1,027.88
都市計画区域		261.00	1,359.00	1,620.00
緑被率(水面除く)		13.9%	67.0%	58.4%
緑被率(水面含む)		14.8%	72.8%	63.5%

(2) 公園緑地の状況

都市公園は、19か所、45.29haが整備されており、町民1人当たりの公園面積は、15.07㎡に相当します（平成27年国勢調査の総人口30,061人を基準）。

内訳は、街区公園などの身近な公園が市街化区域内にあります。

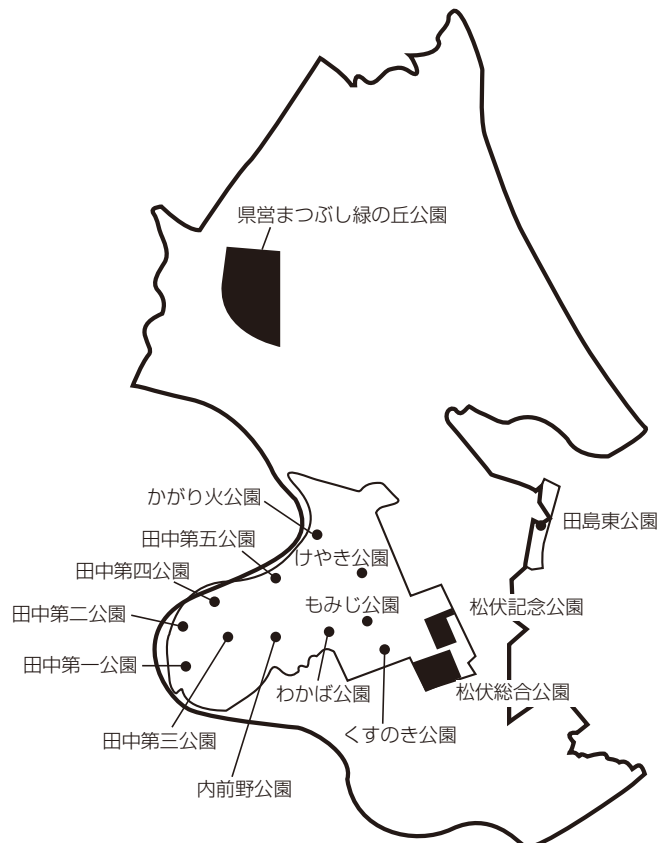
松伏記念公園、松伏総合公園は、市街化区域にあり、県営まつぶし緑の丘公園については市街化調整区域にあります。

都市公園

		カ所	面積 (ha)	公園名	
住区基幹公園	街区公園	10	2.51	田中第一公園、田中第二公園、田中第三公園、田中第四公園、田中第五公園、わかば公園、もみじ公園、くすのき公園、げやき公園、内前野公園	
	近隣公園	—	—		
	地区公園	1	5.74	松伏記念公園	
都市基幹公園	総合公園	2	34.70	松伏総合公園 (8.2ha) 県営まつぶし緑の丘公園 (26.5ha)	
	運動公園	—	—		
大規模公園	広域公園	—	—		
	レクリエーション都市	—	—		
国営公園		—	—		
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園	—	—	
	緩衝緑地		—	—	
	都市緑地		2	0.77	田島東公園、かがり火公園
	緑道		4	1.57	田島東緑道、こもれびの道、四季の小径、ゆめみ野緑道
合 計		19	45.29		

(資料) 新市街地整備課

都市公園の配置



(3) 緑化の状況

道路の緑化は、町道では、ゆめみ野地区のユリノキ並木、県道では(都)浦和野田線のケヤキ並木などがあり、面的整備が行われた地区を中心に街路樹が整備されています。

河川・水路の緑化では、田中地区の大落古利根川沿いに150本の桜並木があります。

公共施設は、役場、中央公民館やB&G海洋センター、学校、保育所などで植樹が進められてきました。

民有地の緑化は、面的整備が行われた地区などに生垣やガーデニング等による良好な緑化例がみられますが、住宅等の密集している既成市街地には十分な緑化スペースがなく、全般的には緑の少ない状況となっています。

町の管理する街路樹の状況

(平成30年(2018年)9月現在)

町道	地区	主な場所(目印)	高木の種類	幹回り	本数	
5	大川戸	松伏中学校前	ハナミズキ	C=60未満	41	
6	田中	田中通り	アオギリ	C=60~	58	
		田中通り(松伏交番)	クスノキ	C=60~	75	
	ゆめみ野	エローラ通り(7号線~松伏高校前)	ユリノキ	C=60~	55	
	ゆめみ野 上赤岩	エローラ通り	ハナミズキ	C=60未満 C=60~	97 4	
7	ゆめみ野、松伏	市街化区域内	クスノキ	C=60~	167	
	上赤岩	市街化調整区域内	クスノキ	C=60~	132	
8	ゆめみ野	松伏小学校~農協(松小側)	モミジバフウ	C=60未満	10	
		松伏小学校校門~JA	ハナミズキ	C=60未満	16	
		松伏小学校反対側	ユリノキ	C=60未満 C=60~	3 60	
			クスノキ	C=60未満 C=60~	1 6	
			モチノキ	C=60未満	20	
				ゲッケイジュ	C=60未満	12
		74	ゆめみ野	丸池通り (内前野とゆめみ野の境)	シラカシ	C=60未満 C=60~
911	田中	田中地区の古利根川沿い	サクラ	C=60~	150	
2-1116	ゆめみ野	松伏小学校南側	ヤマモモ	C=60未満 C=60~	0 4	
			コブシ	C=60未満 C=60~	6 5	
			シラカシ	C=60~	21	
			ハナミズキ	C=60未満	11	
2-1128	ゆめみ野	エローラ、B&G前	ハナミズキ	C=60未満	16	
2-1159	ゆめみ野	もみじ公園、 マルヤの脇の通り	ヤマモモ	C=60未満 C=60~	3 7	
			コブシ	C=60未満 C=60~	4 2	
			シラカシ	C=60未満	8	
			ハナミズキ	C=60未満	12	

(資料) まちづくり整備課

樹種別町の管理する街路樹の状況

(平成30年(2018年)9月現在)

樹種	本数
ハナミズキ	197
アオギリ	58
クスノキ	381
モミジバフウ	10
ユリノキ	118
モチノキ	20
ゲッケイジュ	12
シラカシ	96
サクラ	150
ヤマモモ	14
コブシ	17
合計	1,073

(資料) 新市街地整備課

(本数の多い樹木)

クスノキ:

クスノキ科の常緑高木。高さ20メートルに達し、樹皮は暗灰褐色、若枝は緑色。葉は互生し、薄いが丈夫で、卵形ないし楕円(だえん)形、長さ6~10センチメートル、全縁で光沢があり、主脈と2本の側脈が目だつ。葉を裂くと樟腦(しょうのう)の香りがする。花は5~6月、本年枝の葉腋(ようえき)から伸びた円錐(えんすい)花序につき、淡黄緑色。果実は球形の液果で、10~11月に黒く熟す。(日本大百科全書より)

ハナミズキ:

ミズキ科の落葉高木。北アメリカ原産で、花が同属のヤマボウシに似るので、アメリカヤマボウシともいう。高さ5~12メートル。樹皮は灰黒色で縦に溝があり、小枝は緑白色または紫褐色である。葉は短い柄があって対生し、楕円(だえん)形または卵形で長さ8~15センチメートル、先は短くとがり、縁(へり)に鋸歯(きょし)はない。(日本大百科全書より)

サクラ:

サクラは古くから日本人に親しまれ、日本の花の代表として海外にまで知られる。一般にサクラと総称しているものは、主として北半球の温帯と暖帯に分布しているバラ科サクラ属サクラ亜属の主として落葉性の樹木で、花がいつせいに開花して美しいものが多く、広く観賞されている。(世界大百科事典 第2版より)



大落古利根川の桜(松伏町HPより)

ユリノキ:

街路樹、公園樹として世界中で親しまれているモクレン科の落葉高木。その特異な葉の形が半纏(はんでん)に似ることから、ハンテンボク、また花の形からチューリップ・ツリーの別名がある。大きなものは高さ60m、胸高直径3mにもなる。(世界大百科事典 第2版より)

3 町民意識とまちづくりの方向

(1) 町民意識

平成29年(2017年)に実施した町民意識調査によれば、住みやすさ・暮らしやすさでは「静かである」「自然環境がよく健康に過ごせる」が町の特徴として前回からも変わらず1、2位を占め、満足度が高い施策も「公園の整備・緑化の推進」と自然環境とも関連する項目です。

住みにくさ・暮らしにくさの1位の「通勤、通学に不便である」、3位「都心に出るのが不便」、5位「買物などの日常生活が不便」は、不満割合の多い施策の「公共交通の整備」と関連しています。今後5年間の施策の重要度1位の「充実した公共交通網の整備」、実現が望まれる町の将来像「公共交通の利便性の高いまち」につながっています。

公共交通がバスのみの町の特性として、引き続きバス交通の利便性を高める必要が読み取れます。

これらは、交通面での重要度の高い施策「安全で快適な道路環境の整備」「交通安全・防犯体制」、将来像の「生活道路、歩道などが整備されたまち」などとも関連します。

(2) まちづくりの方向

① 埼玉県、広域におけるまちづくりの方向

埼玉県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」(平成30年3月改定)においては、埼玉の将来都市像を「みどり輝く 生きがい創造都市」～暮らし続けるふるさと埼玉～として、緑が強調され、将来都市像を実現していくためのまちづくりの目標として、(1)コンパクトなまちの実現、(2)地域の個性ある発展、とともに、(3)都市と自然・田園との共生(「都市の利便性」と「田園のゆとり」を享受できる魅力的な都市を創ります。都市の身近に残る豊かな自然や田園を貴重な財産として守り、生かしていきます、など)が掲げられています。

また、「第2次埼玉県広域緑地計画」(計画期間：平成29年度～令和3年度)においても、「埼玉の緑の特徴を踏まえ、緑のネットワークの形成として、秩父山地や荒川などの大きな河川をネットワーク上の『核(コア)』として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの『拠点(エリア)』づくりを進めます。

そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など『みどりの再生』によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら『形成軸(コリドー)』とし、埼玉の多彩な緑が織り成すネットワークを形成していきます」としています。

越谷都市計画（越谷市、吉川市、松伏町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成29年6月23日都市計画の決定告示）における、「4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」においては、以下のように方針が定められています。

越谷都市計画（越谷市、吉川市、松伏町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（平成29年6月23日都市計画の決定告示）

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

（1）基本方針

本区域は、中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、江戸川などの大小の河川並びに用排水路が流れ、自然堤防上には、集落の屋敷林・社寺林などの歴史に支えられた緑が残り、特色ある自然景観を形成している。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

（2）主要な緑地の配置の方針

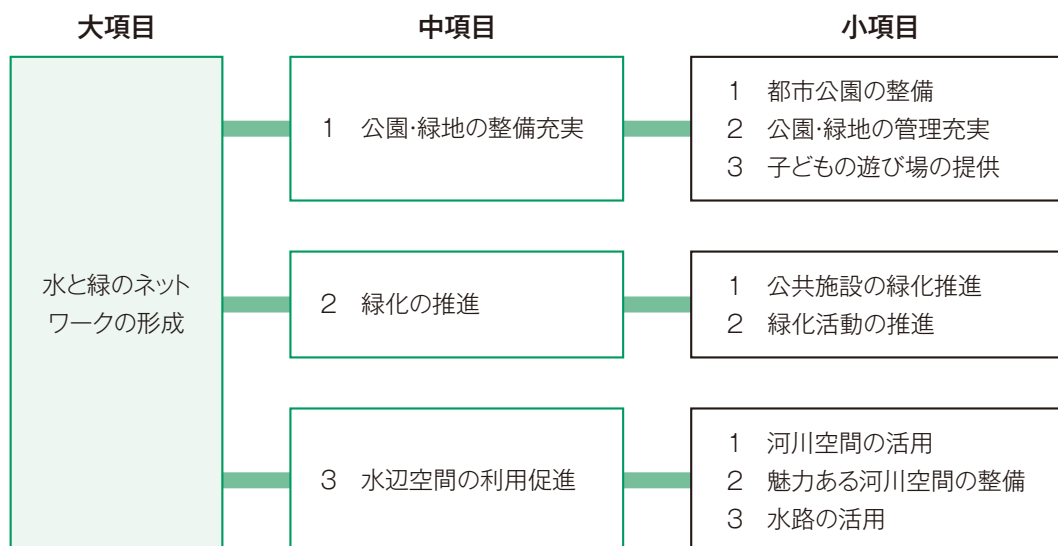
江戸川や中川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、台地や田園、集落の屋敷林・社寺林などの緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

越谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



② 本町のまちづくりの方向

松伏町第5次総合振興計画 基本構想・後期基本計画（平成31年度から5年間）においては、「大綱5 利便性の高い快適空間のまちづくり～生活基盤整備の施策～」の中で「水と緑のネットワークの形成」として、以下のように取り組みの体系を示しています。



また、これを受けて「松伏町都市計画マスタープラン」（令和元年6月改定）においても「水と緑のネットワーク」を「都市づくりの目標」の中に掲げています。

(3) 町民意識調査

平成29年（2017年）11月に実施した町民意識調査では、以下のとおりとなります。

① 調査の目的

本調査は、松伏町第5次総合振興計画の前期基本計画における町の取り組みを通じた効果の検証及び直近の行政に対する要望、課題等を抽出し、後期基本計画策定の基礎資料とするため実施しました。

② 調査の方法

- ◆調査地域：町内在住の20歳以上の町民 男女1,500人
- ◆調査方法：住民基本台帳から無作為抽出
郵送による配布回収方式
- ◆調査期間：平成29年（2017年）11月1日から12月1日
（なお、同日以後に回収したものも有効としました。）

③ 回収結果

- ◆調査票送付数:1,500票
- ◆回収数：543票
- ◆回収率：36.2%

(町民意識調査 集計結果)

1. 住みやすさ・暮らしやすさ

住みやすさ・暮らしやすさ

順位	理由	%	前回
1位	静かである	48.3%	1位
2位	自然環境がよく健康に過ごせる	40.0%	2位
3位	地域をよく知っている	18.6%	4位
4位	災害発生の心配がない	15.5%	6位
5位	買物などの日常生活が便利	15.3%	3位

住みにくさ・暮らしにくさ

順位	理由	%	前回
1位	通勤、通学に不便である	49.0%	2位
2位	娯楽や食事を楽しむ場がない	43.8%	1位
3位	都心に出るのが不便	37.4%	3位
4位	医療環境が恵まれていない	23.8%	5位
5位	買物などの日常生活が不便	20.4%	4位

「前回」は平成24年(2012年)1月実施の町民意識調査の順位(以下同じ。)

2. 施策の満足度

施策の満足度(高い順)

順位	施策	%	前回
1位	公園の整備、緑化の推進	27.8%	2位
2位	下水道・浄化槽などの生活排水処理整備	14.5%	8位
3位	スポーツ・芸術・文化活動の推進	13.2%	9位
4位	松伏町らしさを活かした景観づくり	13.1%	5位
5位	子どもが健全に育つ環境の整備	13.0%	1位

施策の満足度(低い順)

順位	施策	%	前回
1位	充実した公共交通網の整備	60.9%	1位
2位	道の駅などの観光振興の取り組み	46.8%	—
3位	安全で快適な道路環境の整備	38.5%	2位
4位	町の人口減少に対する取り組み	37.9%	—
5位	雇用の促進と勤労者の支援	28.8%	3位

%は、「満足」「やや満足」の合計

「—」は平成24年(2012年)1月実施の町民意識調査に選択肢がない。

%は、「やや不満」「不満」の合計

3. 施策の重要度(今後5年間)

順位	施策	%	前回
1位	充実した公共交通網の整備	46.4%	1位
2位	町の人口減少に対する取り組み	28.7%	—
3位	安全で快適な道路環境の整備	21.5%	6位
4位	交通安全・防犯体制	21.4%	2位
5位	あらゆる人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備	19.7%	3位

「—」は平成24年(2012年)1月実施の町民意識調査に選択肢がない。

%は、「重要」「やや重要」の合計

平成24年(2012年)1月実施の町民意識調査は、「重要度」一般について質問・回答

4. 望まれる町の将来像

順位	将来像	%	前回
1位	バスルートの充実などの公共交通の利便性が高いまち	46.0%	1位
2位	子育ての支援の充実や子育てする環境が整備されたまち	28.9%	3位
3位	高齢者や障がい者が健康で生きがいを持って住めるまち	25.4%	2位
4位	大型店舗が充実した買物に便利なまち	23.9%	5位
5位	下水道、生活道路、歩道などが整備された生活しやすいまち	20.4%	4位

4 現況からみた計画課題

(1) 都市と自然の調和を図る

本町は、人口の増加に対応し市街化を進めてきましたが、今後とも、新市街地や（仮称）ゆめみ野北地区の整備、大川戸砂田地区、松伏・田島地区産業団地への企業立地の促進など、緑の要素に影響する事業が予定されています。

緑被率が町域の約6割を占める本町の豊かな緑や自然環境は、住みやすさ・暮らしやすさとして評価され、公園の整備、緑化の推進は、満足度の高い施策として高く評価されています。

今後のまちづくりにおいては、引き続き保全すべき従前の緑を将来にわたって確実に残しながら、市街地には新たな緑を効果的に形成していく必要があります、都市と自然の調和を図っていくことが求められます。

(2) 多様な機能を発揮している緑を保全する

本町には、近世から継続されてきた土地利用を背景に、河川・農地・屋敷林などが一体となった田園風景が維持されています。

これらの緑は、郷土を象徴する風景を構成するとともに、町の環境基盤や生態系を支えている緑地でもあり、さらに、保水・遊水機能を備えた防災上もオープンスペースとして重要な役割を果たしています。

このため、これらの緑を本町固有の公的機能の高い緑として、将来にわたって保全し、その機能を有効に発揮させていくことが望まれます。

(3) 公園や^(※)身近な緑の空間を増やす

本町では、住宅地などの都市基盤整備とともに、都市公園を整備し、採納公園や既存の緑の資源を活用した遊び場を確保してきました。

今後は、新たな産業団地等の計画開発に伴い整備される公園開発等について、地域イベントでの活用や近隣住民の憩いの場となる公園整備に努める方針です。

公園や街路樹の整備と併せて、遊び場の確保、沿道の緑化等を進め、町民すべてが身近に親しめる緑の空間を増やしていくことが求められます。

(※) 主に都市計画区域内の樹林地等で、公共施設や民有施設の緑化された部分などを含むもの(第2次埼玉県広域緑地計画)。

(4) 緑に係わる取り組みを協働する

緑の持つ効用が最大限に発揮されるためには、その効用を享受する全ての主体が、緑を活用することができ、かつ適切な役割分担の下で守り育てていくことが必要です。

本町では、自治会やシルバー人材センターを中心に花いっぱい運動が町内各地で取り組まれ、県営まつぶし緑の丘公園では、地元ボランティア団体が花壇・プランターの整備を行っています。

また、大落古利根川遊歩道の管理において、草刈を地域住民で組織する団体が行い、町は側面から支援しています。

自然に対する意識が高い本町では、生涯学習や町民参加の観点からも、このような活動の輪をさらに広げていくことが重要と考えられ、自ら参加することで緑への愛着を深めながら、町民、企業、行政が協働して緑豊かな環境づくりに取り組んでいくことが望まれます。

(5) 水と緑のネットワークを充実する

水と緑のネットワークは、「松伏町総合振興計画」及び「松伏町都市計画マスタープラン」、「松伏町緑の基本計画」において、本町の重要なプロジェクトとして位置づけられ、長年にわたり推進されてきました。

現在では、県営まつぶし緑の丘公園や河川敷に整備された遊歩道、休憩施設とあわせて、各公共施設拠点とを結ぶ水と緑のネットワークが形成されています。

平成25年度（2013年度）から平成28年度（2016年度）には、都市再生整備計画事業（水と緑のネットワーク地区）として、1,055haを対象に、かがり火公園の整備、地域生活基盤施設事業として江戸川サイクリングロードポケットパーク、大落古利根川遊歩道ポケットパーク、大落古利根川遊歩道サイン整備などが実施されました。

河川は、多様な生物の生息・成育の場であるとともに、町民にとっても憩いややすらぎの場でもあります。

こうした水と緑の豊かな環境は、ますます貴重なものとなっており、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいく必要があります。

(6) 緑を適切に維持管理をする仕組みをつくる

近年、空き家における無管理な植栽や、空き地、耕作放棄地における雑草の繁茂など周辺への悪影響が散見されてきています。

また、公共施設やインフラの老朽化・維持管理が全国的な課題となる中で、公園においても公園施設の長寿命化が求められ、それに関連して適切な緑・植栽の管理が課題とされています。

単に緑があるというだけでなく、緑のもつ機能を有効に発揮する管理を長期的に維持することが求められます。

そのためには、長期的な視点をもって公園や河川の維持管理に取り組むとともに、行政だけではなく町民や自治会、経済団体、民間企業などとの協働により緑を適切に維持管理する仕組みづくりが求められます。

Ⅲ

計画の基本方針

1 基本理念

本町は、都心から30km圏内に位置しながら、江戸川、大落古利根川、中川の3河川に囲まれた田園地帯として豊かな自然環境を有しています。

稲作の歴史によって成立した、河川沿いの低地に整然と広がる水田や、その中に点在する農家集落の緑濃い屋敷林は、埼玉県東部の典型ともいえる郷土的な農業景観を今に伝えています。

また、これらの緑は、洪水時にオープンスペースとして治水機能を発揮し、人々の暮らしを支えてきた存在でもあります。

現在の本町は、首都圏のベッドタウンとして人口増加に伴う市街化を進めてきましたが、初期に開発した住宅地の入居者の多くが高齢期に入る成熟期を迎え、また、人口増加に対応して整備してきた公共施設やインフラの維持管理・更新も課題となる一方、^(※)職住近接の複合型の新市街地の整備、新たな産業団地への企業立地が見込まれる段階となっており、バランスのとれた人口・産業構造をもつ都市への移行が期待されます。

このような状況の中で、松伏町は「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像とするまちづくりを進めており、「水と緑のネットワーク」の充実がまちづくりの大きなテーマとなっています。

緑とオープンスペースについての部門計画である「緑の基本計画」は、これらまちづくりに関する既定の上位計画に沿って、本町らしい個性あるまちづくりを緑の側面から形成していくことが求められます。

そのため、河川沿いや農地に代表される本町固有の緑と、都市基盤の整備に伴い創造してきた新たな緑を保全・活用し、また、新たな都市基盤の整備とともに緑を創造することで、「水と緑のネットワーク」を充実していくことを計画の基本理念とします。

(※) 職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

2 緑の将来像

人の輪で地域と未来をつなぐ緑のまちづくり 松伏

本町の緑は、歴史の中で人々の生活と深く関わりながら形成されてきました。

河川沿いの低地に整然と広がる水田や、その中に点在する農家集落の緑濃い屋敷林は、稲作の歴史によるものですが、人口増加の受け皿として整備されてきた市街地の中の公園や子どもの遊び場も、また、これまでの人々の活動の成果によるものです。

全国的に高齢化が進み人口減少に転じる中で、公共施設やインフラの老朽化も進み、今後の地域のあり方が各地で見直されています。

公共施設やインフラは「造る」から「賢く使う」ことに重点が移りつつあります。

緑についても、空き家の植栽の荒廃や空き地、耕作放棄地の雑草の繁茂などの周辺への悪影響が散見され、いかに管理していくかが課題となっています。

今後は、これまで形成してきた緑をいかに充実させ将来世代に引き継ぐかが課題となります。

その一方、本町においては、松伏インターチェンジ周辺の新市街地整備、ゆめみ野北地区の市街地編入、松伏・田島産業団地の整備・企業立地、大川戸砂田地区での企業立地による新たな緑の整備も見込まれます。

既存の市街地とこれらの新しい市街地が結びつき、一体として地域が発展することが求められます。

このような、これまでの成果を将来に引き継ぐ、地域と地域を結びつける、との観点から、本計画は、本町に暮らす町民の手による緑のまちづくりとして、町民や企業と行政による取り組みを基本に、本町のこれまでの緑を保全・活用し、また、新たな緑を一体的に創造していく「人の輪で地域と未来をつなぐ緑のまちづくり」を将来像とします。

そして、協働を通じて、町域各所において水と緑の核や軸の連携を強め、上位計画にうたわれた「水と緑のネットワーク」の充実を図ります。

「人の輪で地域と未来をつなぐ緑のまちづくり 松伏」

人の輪：	町民、企業、行政の協働による取り組み
地域と未来をつなぐ：	地域と地域を結びつける、将来に引き継ぐ
緑（みどり）：	身近な草花から緑地までを含めた多様な緑

3 取り組みの基本方針

(1) 固有の緑の保全と活用を進めます

本町固有の緑の要素には、自然の水辺の連続した緑地や、水田を主体とした農地の広がり、その中に点在する樹林地などがあげられます。

これらは、本町の緑の骨格を形成する公益的機能の高い緑ですが、民有地などでは、経済的な理由や管理負担から他の土地利用へ改変される場合があります。

このため、町民参加の活動の場としての水辺の緑地や樹木の維持管理など、緑の積極的な活用を図ることで、地域財・環境財としての社会的な価値を高め、市街化や人口減少・高齢化が進む中でも維持できる町民に親しまれる固有の緑として保全を進めます。

(2) これまで創出した緑の保全と活用、新たな緑の創出を進めます

これまで整備してきた都市公園などの施設緑地や街路樹、公立・私立の学校や住宅の庭の緑を公共・民間がそれぞれ協力して継続的に維持・管理します。

本町に新たに創出していく緑の要素としては、都市公園の整備は一段落したものの、今後、産業団地などの新たな開発に伴い生み出される公園・緑地、新たな幹線道路や住宅などの多様な緑があり、公共・民間を併せた様々な空間を対象に多様な緑の創出を進めます。

特に、緑の拠点となる公園や緑のネットワーク軸の要素については、町域内に偏りのない配慮を図り、また、沿道や街かどなど生活の上で身近な場所にも、空間規模に応じた植栽や花づくりを進めます。

(3) 町民参加の緑の活動を拡大・継続します

緑の保全・活用や創出の取り組みにあたっては、町民の愛着や認知が不可欠であり、まちづくりへの参加意欲や緑への関心も高い本町においては、町民参加による緑の活動が取り組みの大きな推進力になってきました。

引き続き、緑の導入から育成、維持管理に及ぶ各段階において、町民や企業による緑の活動を積極的に支援するとともに、緑の普及、啓発に努めます。

また、高齢化や人口の流出入による、緑の活動に参加する町民の変化に対応し、適切な世代交代や新規参加の拡大に努め、町民の活動の継続を支援します。

(4) 人と自然に配慮した取り組みを進めます

まちづくりの一環である(1)～(3)の緑の取り組みについて、高齢者やハンディキャップを持つ方々を含む、すべての人が安心して安全に暮らせるユニバーサルデザインに配慮した内容を前提とします。

また、自然環境への影響に配慮した、循環型・省エネ・省資源型の方策を積極的に取り入れることで、人と自然に配慮した取り組みを進めます。

4 施策の体系

本計画では、基本方針に沿って、以下の3つの施策を進めます。

(1) 緑をまもる施策

水辺や樹林地、農地などの本町固有の緑及び、これまで創出してきた都市公園や公共施設、住宅地等の緑については、緑地としての担保性の確保と町民参加による有効な活用を図り、将来にわたって緑の現状を維持・向上していく取り組みを進めます。

(2) 緑をつくる施策

公園緑地や公共・民間の緑化など、まちづくりのなかで形成していく緑については、都市公園をはじめ施設緑地の整備や全般の利用の水準を高めていくとともに、引き続き水と緑のネットワークに資する道路や河川の緑化の推進、身近な公共施設の緑化の充実などを図る取り組みを進めます。

(3) 緑をひろげる施策

本町の緑を維持管理・充実していく推進力として、町民参加を促進し、町民や事業者と行政の連携・協力による取り組みを進めるとともに、効果的な参加活動の支援と緑の普及・啓発を図ります。

5 計画の目標

本計画は、緑の将来像を実現していくために、令和20年度（2038年度）末を目処に以下の目標を設定します。

（1）緑地の確保目標

緑被率を概ね6割以上確保する

現状、水面を含めた場合の緑被率は、町域の6割強となります。

大川戸、松伏・田島地区の産業団地や（仮称）ゆめみ野北地区の複合型開発が予定されることから、地区計画による誘導や、町民や企業の自発的な参加・協力により、緑を確保します。

（2）都市公園の維持目標

人口減少下でも都市公園の面積を維持する（45.3ha以上）

都市公園は、19か所、45.29haが整備されており、町民1人当たりの公園面積は、15.07㎡となります（平成27年国勢調査の総人口30,061人を基準）。

今後は、産業団地などの新たな開発に伴い公園の増加が見込まれます。

一方、人口については、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計（『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計））によれば、令和22年（2040年）に22,481人、現在の約3／4まで減少するとされています。

人口減少下でも、現在の公園面積を維持することを目標とします。

（3）町民の満足度の維持

「公園の整備、緑化の推進」の施策の満足度について、 全施策の中での上位3位以内を維持する

町民意識調査の施策の満足度において「公園の整備、緑化の推進」は、全施策中、平成24年（2012年）に2位、平成29年（2017年）は1位となっています。

これは、町の将来像を、第4次総合振興計画では「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」、第5次総合振興計画では、「笑顔が未来に広がる、緑あふれるみんなのまち！」として、緑を位置づけ、水と緑のネットワーク形成をはじめとする緑に関する施策を推進してきた成果です。

この施策に対する町民の満足度を20年後まで維持します。

IV

緑地の配置方針

都市の緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の諸機能を有していると考えられており、緑地を系統的に配置することで、これらの機能を効果的に発揮させることが可能です。

そのため、1. 環境保全、2. レクリエーション、3. 防災、4. 景観構成の4つの系統によって緑地を次のとおり配置していきます。

1 環境保全系統の緑地の配置方針

環境保全系統の緑地は、人と自然が共生する都市環境を確保することができる緑地です。

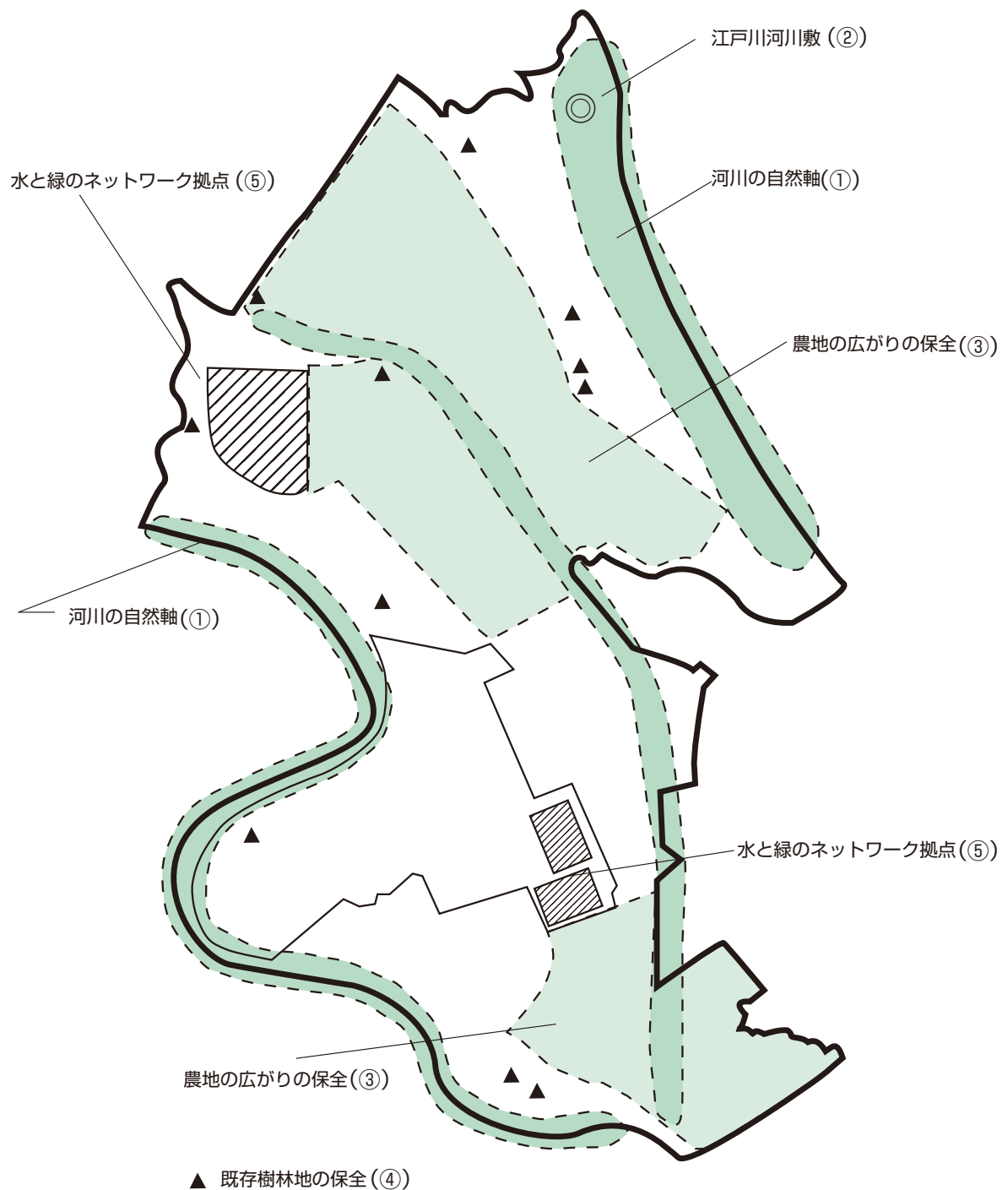
樹木等の植物が、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和等の機能を持っており、樹林地や水辺は野生生物の生育地、生息地として生態系を構成し、風の道を形成するなど、人と自然が共生する環境を形成することができることに着目して配置します（出典：「新編 緑の基本計画ハンドブック」平成19年（2007年）社団法人日本公園緑地協会、国土交通省 都市計画課・公園緑地課、以下各系統の緑地の説明について、同書より引用）。

本町では、環境保全系統の緑地として以下の配置を図ります。

- ①江戸川、大落古利根川、中川による河川緑地は、町域を縦断する自然環境の豊かな緑地帯となっており、河川の自然軸として現状を維持するとともに、その自然環境の質の向上を図ります。
- ②江戸川河川敷は、特に自然性の高い植物群落（ヤナギ低木林等）が成立し、水鳥や水生動物の生息空間となっていることから、河川敷の保全に努め、広域的に河川に沿った水辺生態系の環境軸のネットワーク性を高めます。
- ③河川とともに、市街地を取り囲む農地の広がり（農振農用地区一帯）も本町の緑の基盤を構成している自然環境の保全に資する緑地であり、農地としてのまとまりを存続させるように努めます。
- ④町域に分布する既存の樹林地は、個々には比較的小面積ながら、河川や緑地を主体とする自然環境を高めている貴重な緑地となっています。
このため築比地台地の斜面林、各既存集落内の社寺林、大川戸・赤岩地区の屋敷林等、代表的な樹林地の保全・活用を図ります。

⑤県営まつぶし緑の丘公園は、里山、広場、水辺からなる原風景を創出し、樹林や野鳥、草花、昆虫等とふれあえ、松伏総合公園は、施設緑地であるとともに調整池に多くの水鳥を観察することができます。
松伏記念公園とともに、水と緑のネットワークの拠点として、維持・充実を図ります。

環境保全系統の緑地の配置方針図



② レクリエーション系統の緑地の配置方針

レクリエーション系統の緑地は、緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できる緑です。

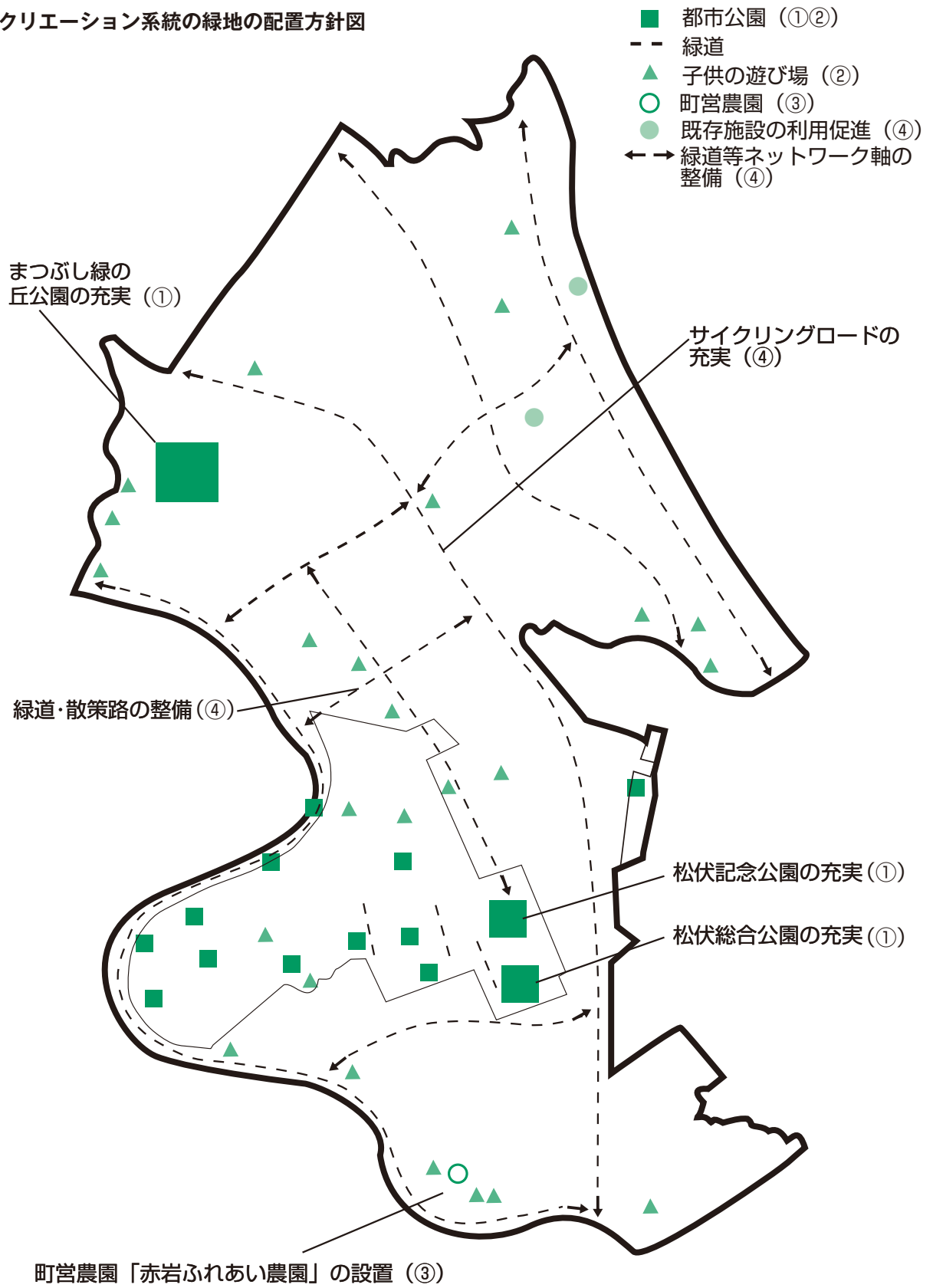
自由時間の増大、価値観の多様化、交通網の発展等に伴い、余暇時間が増加したことにより、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど余暇需要が変化しつつあるなかで、緑の持つ多様な機能を活用することにより、緑豊かで質の高い余暇時間を確保することができることに着目して配置します。

本町では、レクリエーション系統の緑として以下の配置を図ります。

- ① 県営まつぶし緑の丘公園や松伏記念公園、松伏総合公園などの大型の緑豊かな公園については、広場や池を活用し、レクリエーション活動の充実を促進します。
- ② 都市公園や、町営運動場等の既存公共施設については、子どもの遊び場等の公共施設緑地とともに、緑の活動場所としての活用を図ります。
- ③^(※) 都市型農業地帯として、農業生産基盤の整備、新たな特産品の開発、地産地消推進などとともに、町営農園を設置し、農業と調和したまちづくりを進めます。
- ④ 3本の河川や公園緑地・緑の拠点等を相互に結ぶ水と緑のネットワークに、河川管理者との連携によるサイクリングロードの充実、緑道・散策路の整備を図ります。
河川や農地の広がりを楽しみながら自転車や徒歩で移動するといった、本町の特性を活かした野外レクリエーション活動のネットワーク性を向上させます。

(※) 農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、緑地空間の提供など多様な機能を果たす農業。

レクリエーションシステムの緑地の配置方針図



3 防災システムの緑地の配置方針

防災システムの緑地は、災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できる緑です。

大地震や大火災の発生時において人々の避難地や避難路、延焼防止帯、救援活動拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点等として多様な機能をもつことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができることに着目して配置します。

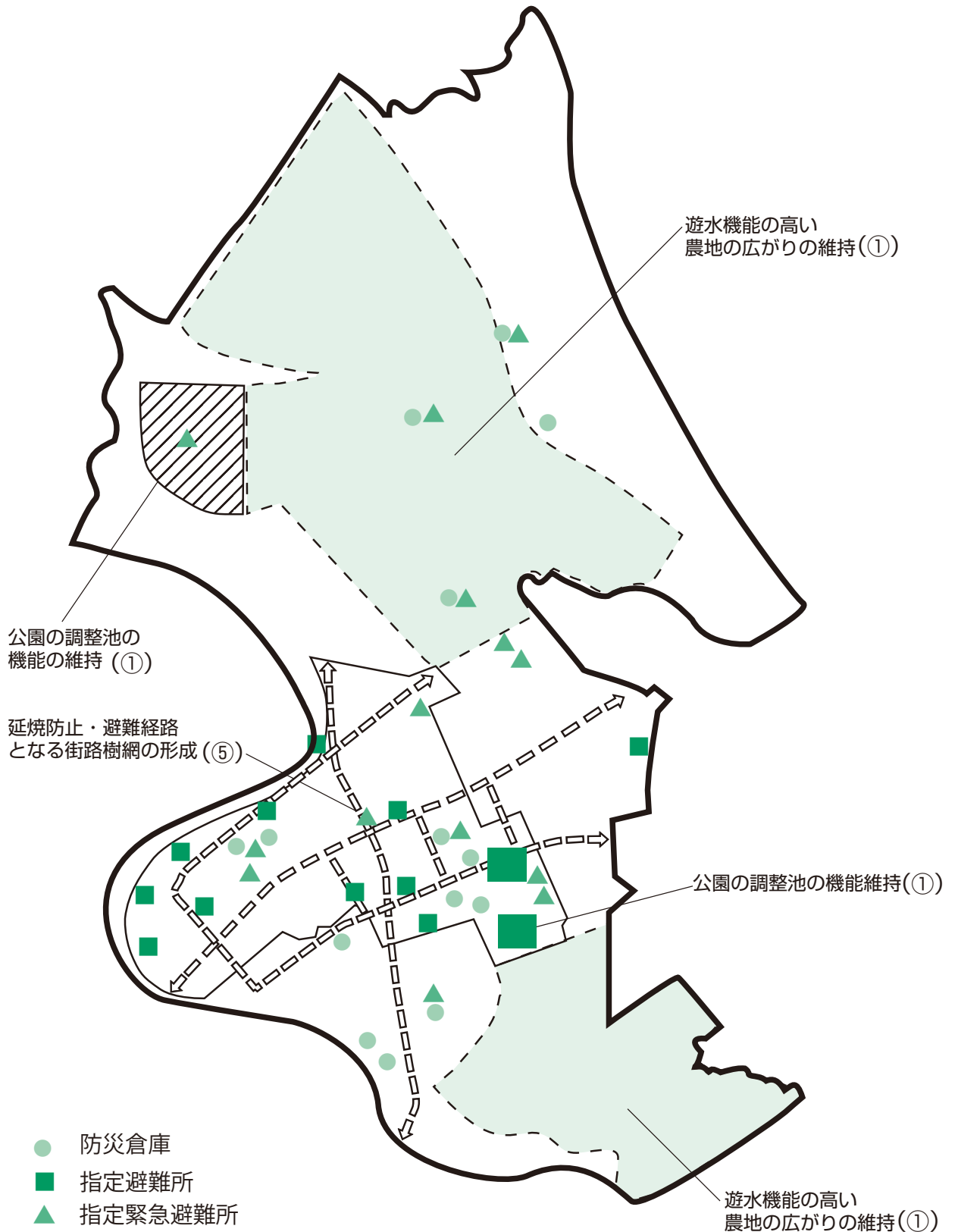
本町では、防災システムの緑地として以下の配置を図ります。

- ①防災上の重要課題である水害対策に関しては、遊水機能の高い緑地（オープンスペース）として、市街地を取り囲む形で分布している農地の広がりをも、今後ともできるだけ維持していくことを基本とします。
また、県営まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園の調整池の機能を維持します。
- ②^(※1)指定避難所・^(※2)指定緊急避難場所となっている学校等や公園の施設については、延焼防止や遅延といった防災機能を高めるため、耐火性・防火性に優れた常緑樹を主体に、施設内の緑化充実、緑量の維持・向上を図ります。
- ③指定避難所となっている学校等の防災倉庫などの防災施設の設置・充実を行います。
- ④地震や火災等の大規模災害時において、地域的な延焼を防止し、避難誘導経路となる緑の帯として、人口密度の高い市街化区域を中心に街路樹網の維持・形成を促します。

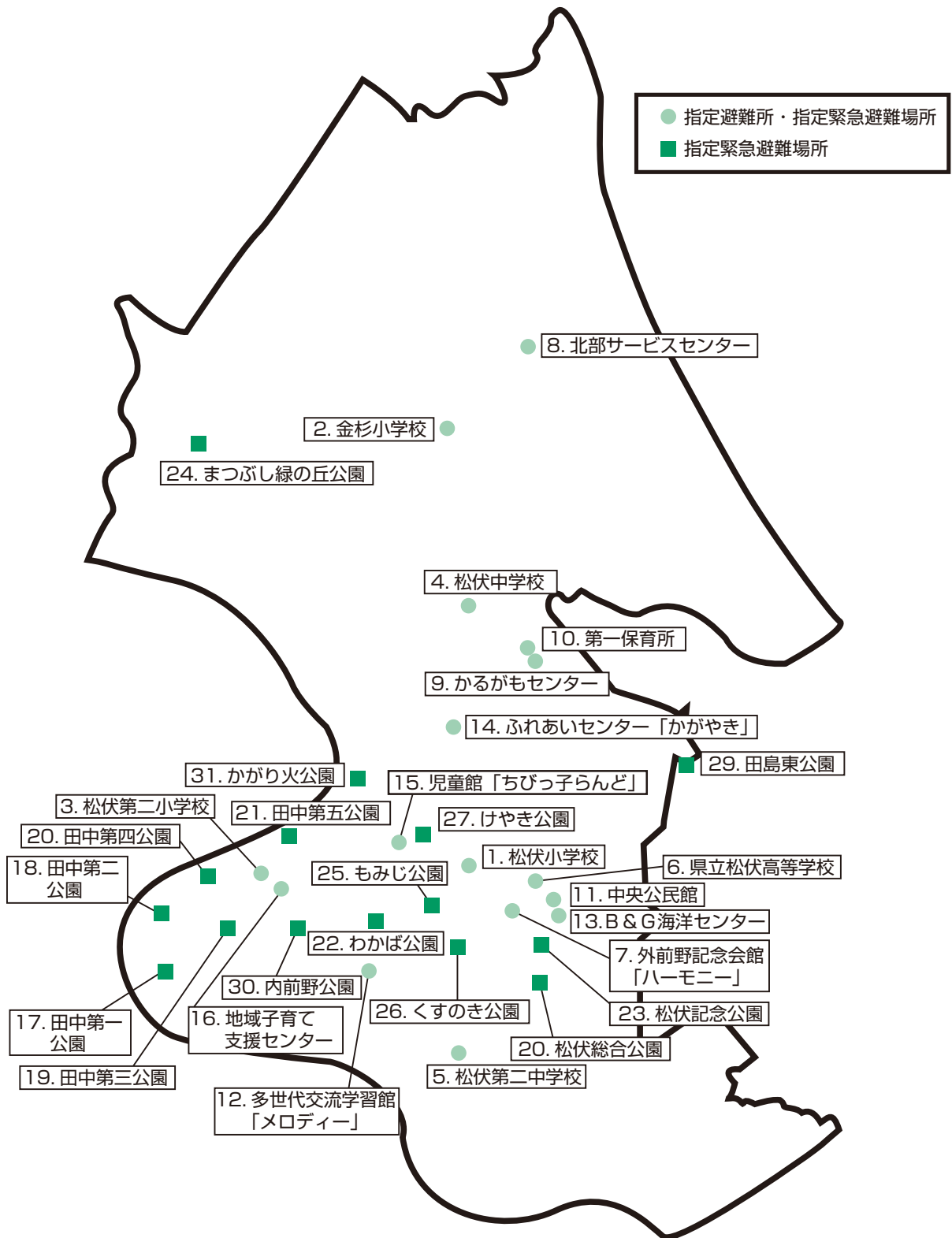
(※1) 災害の危険性があり避難した方を災害の危険性が無くなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった方を一時的に滞在させるための施設です。本町では、学校や主要な公共施設16か所を指定しています。

(※2) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるため一時的に避難する場所です。本町では、学校や主要な公共施設16か所（指定避難所と同施設）を指定しています。また、一時的に避難する場所として、公園15か所を指定しています。

防災システムの緑地の配置方針図



指定避難所と緊急指定避難場所



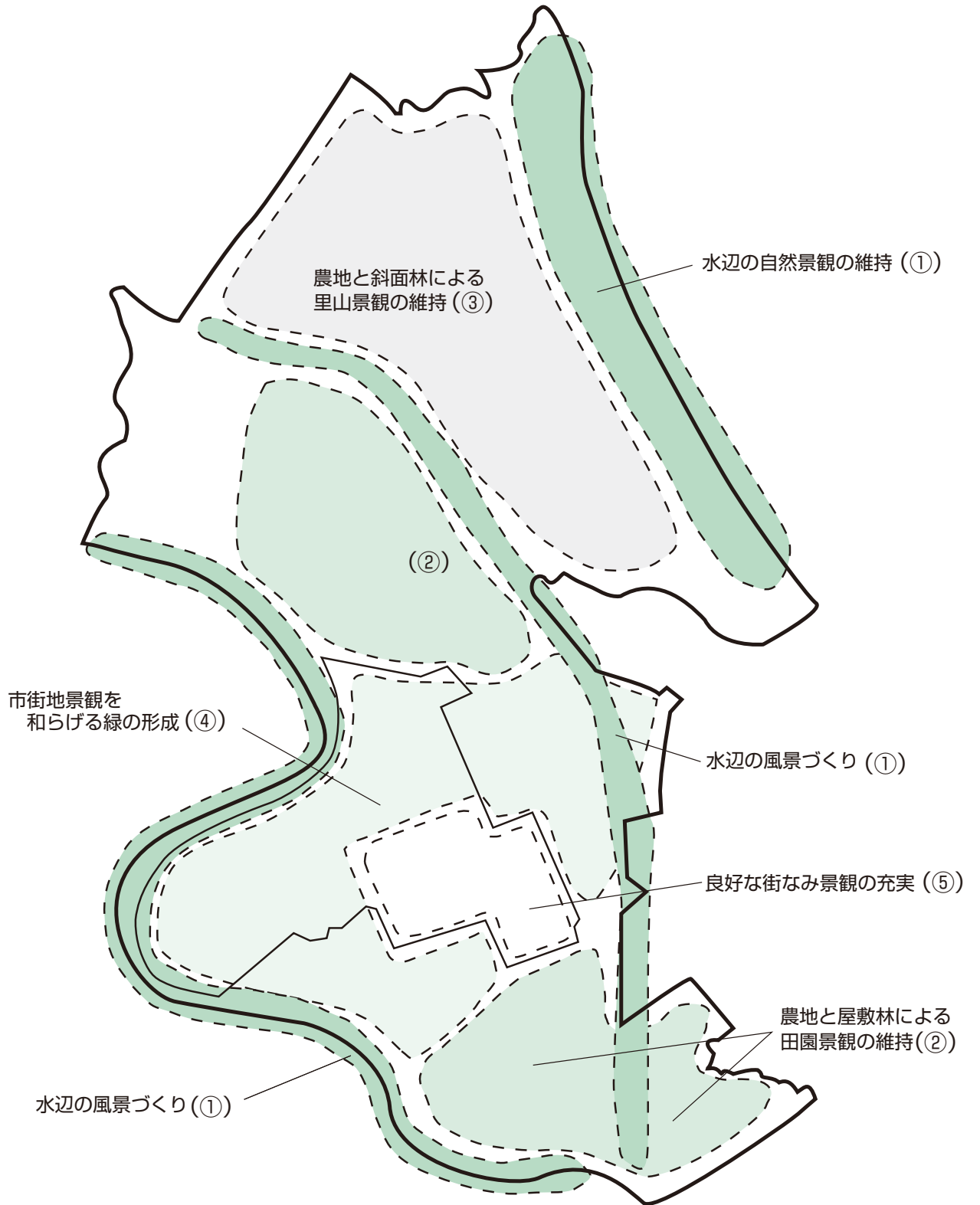
4 景観系統の緑地の配置方針

景観系等の緑地は、多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する緑です。地域の気候、風土に応じた特徴ある美しい景観や、四季の変化を実感できる生活環境の創出等により、人々にゆとりと潤いをもたらすことができることに着目して配置します。

本町では、景観系統の緑地として以下の配置を図ります。

- ①江戸川、大落古利根川、中川による河川緑地は、水辺の自然景観を維持するとともに、水と緑のネットワークとしてサイクリングロードやポケットパークを整備し、町民に親しまれる水辺の風景づくりを推進します。
- ②大川戸地区や赤岩地区などの農地の広がりの中に集落が混在する地域では、平坦な土地の上に景観的なアクセントとなっているケヤキ等の屋敷林を農地とともに保全し、本町の歴史を伝える郷土の風景として、田園景観の維持を図ります。
- ③台地上の築比地地区と、台地に連続する金杉・魚沼地区の低地一帯では、象徴的な斜面林を下方の農地とともに保全することで、町域の中では特異な地形変化を伴う斜面地の里山景観を維持します。
- ④市街化区域の松伏・田中・松葉の各地区と、将来の市街化が見込まれる田島地区では、計画的な都市公園や街路樹の充実と拡大を図ります。
また、市街地景観に四季の変化や彩り・潤いを与え、アメニティーを向上させる都市的な緑である街かど(交差点、橋詰め等)等を修景する小さな緑を形成・維持します。
- ⑤市街化区域の中で特に公園緑地や街路樹の整備水準が高いゆめみ野地区では、住宅地の庭木や生垣の連携を促進し、多様で緑量の多い緑の街並みの景観を形成します。

景観系統の緑地の配置方針図



V

水と緑のネットワークの形成

本町の景観特性をよりいっそう高めるため、江戸川、大落古利根川、中川の河川環境と良好な緑地を有する地区や町内に点在する屋敷林、あるいは公園・緑地等を有機的に連携し、さらにそれぞれの拠点を結ぶことによって、町民に親しめるレクリエーション空間を創造し、^(※)多様な野生生物の生息空間にも配慮した彩り豊かな都市環境の形成を推進します。

(※) 現在、都市計画や従来の緑化の方針との整合を図りながら、生物多様性に配慮したまちづくりを総合的に進めることが求められており、水と緑のネットワークは、その面においても効果的であるとされています。

(1) 公園・緑地の整備・維持管理の充実・質の向上

① 都市公園等の充実

県営まつぶし緑の丘公園については、全面供用後における更なる利用促進を図るとともに、指定管理者として、自主事業の充実による活性化を図ります。

他の都市公園については、適切な維持管理を図り、活用を促進します。

産業団地整備等の計画開発に伴い整備される公園等については、地域イベントでの活用や就労者はもとより、近隣住民の憩いの場となる公園整備に努めます。

② 遊び場や活動の場の提供

子どもが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の充実、適切な維持管理に努めます。

また、状況に応じて成人・高齢者向けの健康遊具の設置を進めます。

(2) 緑化の推進

① 公共施設の緑化推進

多くの人が集まる公共施設については、緑化と適切な維持管理を推進します。

また、維持管理に配慮したうえで道路の緑化を推進し、快適な道路環境を提供するとともに、火災の延焼等の防止に役立てます。

② 町民による緑化活動

住宅敷地の緑化や生垣の整備を促進し、生活に彩を創造するまちづくりを推進します。

(3) 河川等の有効活用

① 魅力ある河川空間の整備

江戸川、大落古利根川、中川の河川環境の保全に配慮するとともに、河川敷の維持管理及びポケットパークや遊歩道の整備、町営運動場の有効活用を図り、併せて地域住民等と協働による適切な維持管理に努めます。

また、中川や大落古利根川の堤及び河川敷に自生しているからし菜や大落古利根川の桜並木など河川環境の保全に努めます。

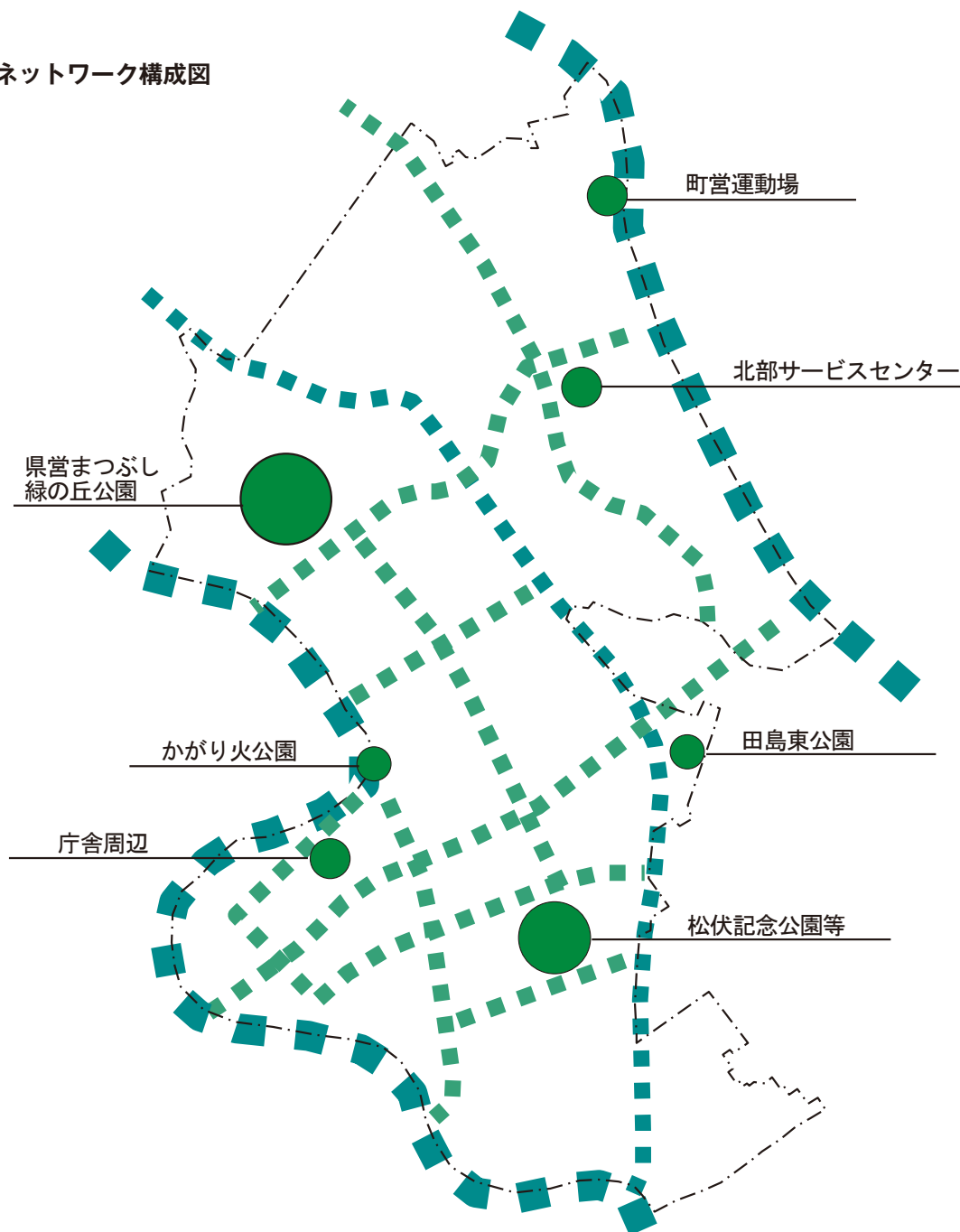
② 水路の活用

農業用水路及び周辺の維持管理を農業者と協力して行い、魅力ある水辺環境の創出に努めます。

③ 歩行者・自転車道路網の整備

環境や身体にやさしいウォーキングやサイクリングを促進するため、堤防などを活用し、歩行者や自転車が安全に通行できる道路網の整備を図ります。

水と緑のネットワーク構成図



VI

緑地保全及び緑化推進のための施策

1 緑をまもる施策

水辺や樹林地、農地などの本町固有の緑及び、これまで創出してきた都市公園や公共施設、住宅地等の緑については、緑地としての担保性の確保と町民参加による有効な活用を図り、将来にわたって緑の現状を維持・向上していく取り組みを進めます。

(1) 水辺・河川

本町の自然軸とする3本の河川は、河川法に基づく「河川区域等」として法的に担保されている緑地であり、その機能を進めるための取り組みを進めます。

埼玉県による大落古利根川のまるごと再生プロジェクトでは、行政と地元の協働による河川の維持管理の一環として、整備された遊歩道やポケットパークの維持管理をボランティアとともに行います。

桜並木の存在によって町民に親しまれた景観地ともなっている大落古利根川は、市街地に隣接した立地条件にあり、桜並木とともに水辺を彩る花いっぱい運動を町民等の活動参加により進めます。

花いっぱい運動には、堤防上の既存植栽等を活用し、また、川沿いの道路と一体となった散策路の整備を進めます。

(2) 樹林地

金杉台地の西端にあり、金野井用水路とともに樹林帯が伸びている築比地地区の斜面林などを町民参加の緑の活動拠点として活用し、地域財・環境財としての価値を高めます。

かつて^(※)薪炭林(しんたんりん)で行われていた落葉はき・下草刈り・除伐・間伐等の管理作業の実施によって、樹林としての形質を高めるとともに、自然学習やレクリエーション空間としての利用を図ります。

(※) 燃料とする薪や炭などの材を得るため、人為的に手入れをされていた雑木林

(3) 農地

① 優良農地の保全と活用

本町の緑の環境基盤となる農地は、「農振農用地区域」として法的に担保されていますが、その他の農地も含めて、秩序ある緑豊かな環境や景観を維持するため、基盤整備のほか、違反農地転用の是正指導などにより、優良農地の保全に努めます。

また、新規就農者の受入れ促進を図るための環境整備に努め、遊休農地や耕作放棄地の解消と有効利用を図ります。

② 町民農園の設置

都市型農業地帯として、農業生産基盤の整備、新たな特産品の開発、地産地消推進などとともに、町民農園を設置し、農業と調和したまちづくりを進めます。

(4) 都市公園

県営まつぶし緑の丘公園については、更なる利活用の促進を図るとともに、指定管理者として、自主事業の充実による活性化を図ります。

町民や地域が中心となった草刈りや清掃等の取り組みを促進するなど、地域と協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。

既存公園については、適正な維持管理を行い、利便性と質の向上に努めます。

(5) 公共施設緑地

① 維持管理の充実

都市公園を補う施設緑地として、ボランティアによる活用と管理の充実を図ります。

② 子どもの遊び場等の維持管理

子どもの遊び場については、子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の適正な維持管理に努めます。

③ その他の公園・緑地の管理充実

町民や地域が中心となった草刈りや清掃等の取り組みを促進するなど、地域と協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。

既存公園については、適正な維持管理に努め、利便性の向上に努めます。

(6) 道路

① 街路樹の維持・管理

町民参加による道路の清掃・美化活動とともに街路樹などの緑の維持管理を進めます。

② 沿道生垣の維持・管理

既存の沿道生垣の適正な維持管理を促進します。

(7) 民有地緑地

地域の大樹、伝承やゆかりの木、屋敷林の構成木などの保全について、町民への普及・啓発に努めます。

2 緑をつくる施策

公園緑地や公共・民間の緑化など、引き続き、まちづくりのなかで形成していく緑については、都市公園をはじめ施設緑地の整備や全般の利用の水準を高めていくとともに、水と緑のネットワークに資する道路や河川・水路の緑化の推進、身近な公共施設の緑化の充実などを図る取り組みを進めます。

(1) 新たな公園

産業団地整備等の計画開発に伴い整備される公園等については、地域イベントでの活用や近隣住民の憩いの場となる公園整備に努めます。

(2) 公共施設緑地

新たな公共施設等が整備される場合には、既存の都市公園等の緑を補完する緑として、適切な緑を整備するとともに、ボランティアによる利活用・維持管理を図ります。

(3) 道路

① 街路樹網の形成

幅員16m以上の規模をもつ道路の整備は、植樹帯や植樹柵を設ける断面設計とし、並木と連続する街路樹を植栽して、市街地を中心に街路樹網の形成を図ります。

また、町民参加による植栽等により、地域に親しまれる緑の整備を図ります。

② 沿道生垣の整備促進

街路樹の設置が困難な幅員の限られた道路では、沿道生垣の整備拡大を促進します。

(4) 民間施設緑地

① 新規開発に伴う緑化の指導・誘導

民間の大規模開発や工場等の新規開発に際しては、既存樹木・緑地をできるだけ残置し、また敷地内に新たな緑を形成する緑化の指導・誘導を行います。

3 緑をひろげる施策

本町に緑を維持管理・充実していく推進力として、町民参加を促進し、町民や企業と行政の連携・協力による取り組みを進めるとともに、効果的な参加活動の支援と緑の普及・啓発を図ります。

本町では、自治会やシルバー人材センターを中心に花いっぱい運動が町内各地で取り生まれ、県営まつぶし緑の丘公園では、地元ボランティア団体が花壇・プランターの花植えや管理を行っています。

また、県道越谷野田線や春日部松伏線では、歩道にある植樹帯などにおいての花植えや除草などの維持管理を行う「彩の国ロードサポート制度」の美化活動が町民の団体により行われています。

大落古利根川遊歩道や桜並木の管理においては、草刈を地域住民で組織する団体で行い、町は側面から支援しています。

このような町民・企業の自主的な取り組みを促進します。

VII

実現に向けて

1 実現に向けて

推進体制を確立・維持します

着実な推進を図るためには、町民、事業者、各種団体、行政といった、それぞれの主体がお互いの役割を理解するとともに、自らができること、なすべきことを責務とし、自覚して行動することが大切です。

さらに、各主体のパートナーシップを基礎とした協働により、より強力で計画が推進されるような推進体制の構築を目指します。

また、緑の長期的な持続のためには、常に適切な維持管理が行われることが必要であり、活動主体や団体の新陳代謝、世代交代が適切な時期に行われるよう配慮します。

段階的な事業の展開を行います

計画の内容は幅広く、また、目標の達成には、長期の時間を要することから、計画内容の普及、体制づくり、施策の実施に至る事業の展開は段階的に、着手可能なことから効果的、かつ着実に取り組みます。

隣接市との連携を図ります

緑は、町域内にとどまらず、隣接する市と広域的につながって存在しており、水と緑のネットワークを充実・維持する上で、緑の連続性は特に重要となります。

このため、隣接する市との連携を図り、広域的な取り組みを進めます。

適切な進行管理を行います

目標や将来像の達成を目指し計画に定めた施策を着実に推進していく必要があります。そのためには、施策の進捗状況や目標に対しての達成度を効率的に把握し、その状況を評価し、評価結果を計画や施策、目標の見直しなどにつなげる、継続的改善の仕組み（P-D-C-Aサイクル）を構築します。

2 計画プログラム

本計画は、松伏町全域における「水と緑のネットワーク形成」を維持・充実する20年の長期の取り組みとなることから、2期に分けて、10年で見直すものとします。

計画プログラム

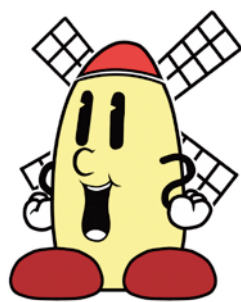
施策の柱	第1期（令和元年～10年）	第2期（令和11年～20年）
緑をまもる施策	<p>保全・活用</p> <p>農業振興による農地の活性化 川辺の緑の保全、充実 公園・公共施設等の緑量の維持 街路樹の維持 樹林地の保全 町民農園の設置</p>	<p>保全・活用の維持</p> <p>農業振興による農地の活性化 川辺の緑の保全、充実 公園・公共施設等の緑量の維持 街路樹の維持 樹林地の保全 町民農園の設置</p>
緑をつくる施策	<p>整備・活用</p> <p>(都) 浦和野田線の緑化促進 (都) 東埼玉道路の緑化促進 大川戸、松伏・田島地区の緑化促進 (仮称) ゆめみ野北地区の緑化促進 (公園・子どもの遊び場づくりを含む)</p>	<p>保全・活用の維持</p> <p>松伏インターチェンジ周辺の新市街地 緑化促進 その他の整備地区の緑化促進 (開発による公園整備)</p>
緑を広げる施策	<p>活動の維持・継続</p> <p>町民参加の促進 花いっぱい運動、管理ボランティアの 活動促進 住民参加の支援 緑の普及啓発</p>	<p>活動の維持・継続</p> <p>町民参加の促進 花いっぱい運動、管理ボランティアの 活動促進 住民参加の支援 緑の普及啓発</p>
水と緑の ネットワーク	<p>ネットワークの形成 ・質の向上</p>	<p>ネットワークの形成 ・質の維持</p>

令和11年を計画の見直し初年度とします。

**松伏町緑の基本計画
令和元年6月発行**

発行 松伏町
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

編集 松伏町新市街地整備課
電話 048-991-1803



マップー

松伏町